

目 次

「Ctrl」キーを押しながら目次欄（下線部分）をクリックすると、
該当ページまで移動します。

出席議員	3
第 1 会議録署名議員の指名	7
第 2 一般質問	
西 澤 文 久 議員	7
1 利府中学校のグラウンド拡張について	
2 公共交通対策について	
安 田 知 己 議員	14
1 介護保険について	
2 医療的ケア児について	
土 村 秀 俊 議員	32
1 国保事業について	
2 中小企業へのコロナ対策支援について	
第 3 報告第 2 号 継続費繰越計算書について	46
第 4 報告第 3 号 繰越明許費繰越計算書について	46
第 5 報告第 4 号 水道事業会計予算繰越計算書について	47
第 6 議案第 29 号 利府町町税条例等の一部を改正する条例	47
第 7 議案第 30 号 利府町介護保険条例の一部を改正する条例	48
第 8 議案第 31 号 利府町手数料条例の一部を改正する条例	48
第 9 議案第 32 号 令和 2 年度利府町一般会計補正予算	51
第 10 議案第 33 号 令和 2 年度利府町介護保険特別会計補正予算	59

第11	議案第34号	工事請負変更契約の締結について	60
第12	議案第35号	利府町農業委員会委員に占める認定農業者等の割合 を4分の1以上とすることについて	66
第13	議案第36号	利府町農業委員会委員の任命について	67
第14	議案第37号	利府町農業委員会委員の任命について	67
第15	議案第38号	利府町農業委員会委員の任命について	67
第16	議案第39号	利府町農業委員会委員の任命について	68
第17	議案第40号	利府町農業委員会委員の任命について	68
第18	議案第41号	利府町農業委員会委員の任命について	68
第19	議案第42号	利府町農業委員会委員の任命について	68
第20	議案第43号	利府町農業委員会委員の任命について	68
第21	議案第44号	利府町農業委員会委員の任命について	69
第22	請願第1号	政府及び国会に対し「ライドシェア」に関する 意見書の提出を求める請願書	69
追加日程第1	発委第1号	「ライドシェア」と称する白タク行為に反対し 地域交通の充実を求める意見書（案）	71
第23	議員の派遣について		72
第24	委員会の閉会中の継続調査の件		73

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。
このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

令和2年6月利府町議会定例会会議録（第3号）

出席議員（18名）

1番	今野隆之君	2番	渡邊博恵君
3番	鈴木晴子君	4番	西澤文久君
5番	伊藤司君	6番	坂本義也君
7番	鈴木忠美君	8番	伊勢英昭君
9番	安田知己君	10番	木村範雄君
11番	土村秀俊君	12番	高久時男君
13番	及川智善君	14番	永野渉君
15番	遠藤紀子君	16番	渡辺幹雄君
17番	羽川喜富君	18番	吉岡伸二郎君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	熊谷大君
副町長	櫻井やえ子君
総務課長 兼選挙管理委員会事務局長	鈴木則昭君
秘書政策室長	鎌田功紀君
秘書政策室政策班長	福島俊君
財務課長	後藤仁君
財務課財政経営班長	谷津匡昭君
税務課長	折笠ゆき江君
税務課町民税班長	吉田雄一君
税務課固定資産税班長	鈴木厚広君
町民課長	鈴木真由美君
町民課戸籍住民班長	佐藤幸子君
生活安全課長	郷家洋悦君
生活安全課	

令和元年6月定例会会議録（6月12日金曜日分）

環境協働班長	石垣伴彦君
生活安全課	
防災安全班長	高橋活博君
保健福祉課長	伊藤文子君
保健福祉課	
健康づくり班長	守山明子君
保健福祉課	
福祉班長	小畑香代君
保健福祉課	
長寿介護班長	佐々木辰己君
子ども支援課長	鈴木義光君
都市整備課長	鈴木喜宏君
都市整備課	
都市整備班長	戸枝潤也君
産業振興課長	
兼農業委員会事務局長	嶋正美君
産業振興課	
農林水産班長	川口優君
上下水道課長	名取仁志君
上下水道課	
経営班長	郷右近啓一君
上下水道課	
工務班長	佐藤真文君
オリンピック推進室長	
兼新型コロナウイルス臨時給付対策室長	佐藤浩幸君
収納対策室長	
兼収納整理班長	鈴木啓義君
文化複合施設推進室長	近江信治君
文化複合施設推進室	
文化複合施設推進班長	上野昭博君
会計管理者兼会計室長	菅野勇君
教 育 長	本明陽一君
教 育 次 長	宮本利浩君
教育総務課長	鈴木久仁子君
教育総務課	
総務給食班長	櫻井涉君
生涯学習課長	大谷浩貴君
生涯学習課	
生涯学習課生涯学習振興班長	

兼生涯学習センター所長 兼郷土資料館長	佐藤 浩 君
生涯学習課 スポーツ振興班長兼館長	古澤 晃一 君
生涯学習課 図書振興班長兼図書館長	大場 雄文 君
代表監査委員	宮城 正義 君

事務局職員出席者

事務局 長	庄司 英夫 君
主 幹	土屋 俊介 君
主任 主査	姉崎 裕子 君
主 事	竹内 幹哉 君

議事日程（第3日）

令和2年6月12日（金曜日） 午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 報告第 2号 継続費繰越計算書について
- 第 4 報告第 3号 繰越明許費繰越計算書について
- 第 5 報告第 4号 水道事業会計予算繰越計算書について
- 第 6 議案第29号 利府町町税条例等の一部を改正する条例
- 第 7 議案第30号 利府町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第31号 利府町手数料条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第32号 令和2年度利府町一般会計補正予算
- 第10 議案第33号 令和2年度利府町介護保険特別会計補正予算
- 第11 議案第34号 工事請負変更契約の締結について
- 第12 議案第35号 利府町農業委員会委員に占める認定農業者等の割合を4分の1以上とすることについて
- 第13 議案第36号 利府町農業委員会委員の任命について
- 第14 議案第37号 利府町農業委員会委員の任命について
- 第15 議案第38号 利府町農業委員会委員の任命について

- 第16 議案第39号 利府町農業委員会委員の任命について
- 第17 議案第40号 利府町農業委員会委員の任命について
- 第18 議案第41号 利府町農業委員会委員の任命について
- 第19 議案第42号 利府町農業委員会委員の任命について
- 第20 議案第43号 利府町農業委員会委員の任命について
- 第21 議案第44号 利府町農業委員会委員の任命について
- 第22 請願第 1号 政府及び国会に対し「ライドシェア」に関する意見書の提出を求め
る請願書
- 第23 議員の派遣について
- 第24 委員会の閉会中の継続調査の件
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第24まで

追加日程第1 発委第1号 「ライドシェア」と称する白タク行為に反対し地域交通の充実
を求める意見書（案）

午前10時00分 開 議

○議長（吉岡伸二郎君） おはようございます。ただいまから令和2年6月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、11番 土村秀俊君、12番 高久時男君を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。暑い方は上着を脱ぐことを許可いたします。

日程第2 一般質問

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第2、一般質問を続行します。

通告順に発言を許します。

4番 西澤文久君の一般質問の発言を許します。西澤文久君。

〔4番 西澤文久君 登壇〕

○4番（西澤文久君） おはようございます。4番、公明党の西澤文久でございます。

今定例会には、2点について通告をしております。通告に従って御質問いたしますのでよろしくお願いいたします。

初めに、大きな1番目、利府中学校のグラウンド拡張について伺います。

利府中学校テニス部は、学校にコートが1面しかなく、グラウンドは荒れて小石を拾ってはいるけれども拾い切ることができない状態、手狭で思うように練習ができない状態でした。そのような理由から、臨時のテニスコートを館グラウンドに設置して子供たちは練習をしております。町の説明では、文化複合施設の建設と並行しながら進めていくとありました。文化複合施設は、道路も整備され本格的に工事も進んでおります。利府中学校グラウンド脇の旧道は通行禁止の状態が続いております。そこで町の考えを伺います。

（1）利府中学校のグラウンド拡張工事はいつ頃で、どの辺まで拡張するのか伺います。

（2）整備後のテニスコートは2面で、防風ネットも整備するのか伺う。

（3）利府中学校グラウンドのフェンスは老朽化しているため、全面新しくする考えはないか伺います。

大きな2番目、公共交通対策について伺います。

令和2年度施政方針では、利府町地域公共交通網形成計画に基づき、町民バスの3路線化に向けた具体的な作業を進めてまいります。また、自家用車から公共交通機関利用への転換を図るため交通政策であるモビリティマネジメントに取り組むなど、引き続き公共交通の利便性向上と利用促進に努めてまいりますと方針がありました。そこで、町の考えを伺います。

（1）路線バスの葉山・赤沼線が平成23年10月に町民バスから路線バスに変わってから9年が経過しております。乗客は少ない、赤字路線をなくすために町民バスに切り替える時期だと思いますが、町の考えを伺います。

（2）赤沼地区は高齢化しており、運転免許を返納している方もおります。町民バスの3路線に向けた具体的な計画を伺います。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

1、利府中学校のグラウンド拡張については教育長。2、公共交通対策については町長。初めに、教育長。

○教育長（本明陽一君） 4番 西澤文久議員の御質問にお答えを申し上げます。

第1点目の利府中学校のグラウンド拡張についてでございますが、（1）と（2）は関連がございますので一括でお答え申し上げます。

利府中学校のグラウンド拡張工事につきましては、平成28年度に館グラウンドにテニスコートを整備する際、文化複合施設の建設に併せグラウンドの拡張とテニスコートの整備について検討しておりました。その文化複合施設の事業進捗に併せ、利府中学校のグラウンド南側の用地を買収し、現在は保護者等の駐車場として有効利用している状況であります。今後、当該土地を利用したグラウンドの拡張やテニスコートの整備、防風ネットの設置につきましては中学校とも話し合いを持ちながら整備内容を精査し、財源の確保と生徒の安全面を含め総合的な視点で協議し、当該土地を最適に有効活用できるように検討してまいりたいと考えております。

また、保護者からの要望により、平成28年度に館グラウンドにテニスコート2面を整備しておりますので、テニス部の生徒には学校からの移動など若干の不便をおかけすることになりま

すが、当面の間は館グラウンドのテニスコートを部活動で利用していく方向で考えております。

次に（3）グラウンドフェンスの更新についてでございますが、議員御指摘のとおり老朽化が進んでいる状況については確認しております。現在、フェンスにつきましてもは応急処置を行い、フェンスの内側に防球ネットを設置しグラウンドの外にボール等が出ないように防止策を講じ、安全面において最低限の配慮をしております。フェンスの全面張り替えにつきましては、大規模な改修となり整備費に多額の財源が必要となることから、学校施設整備の各種補助金の活用を視野に入れながら整備時期など慎重に検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、町長。

○町長（熊谷 大君） 4番 西澤文久議員の御質問にお答えいたします。

第2点目の公共交通対策についてお答え申し上げます。

まず、（1）の葉山・赤沼線の町民バスへの切替えについてでございますが、東部地区は現在約400人の児童生徒がスクールバスを利用しており、この子供たちが高校や大学に進学した場合、乗車人数によっては町民バスでの輸送では対応が困難となることが予想されます。そのため、将来性を考慮しつつ、当面は路線バスによる運行を継続してまいりたいと考えております。

なお、地域の実情を踏まえた公共交通となるよう、今後も住民意見交換会において頂いた意見を参考に、地域の皆様の移動手段の確保に努めてまいりたいと考えております。

最後に、（2）の町民バスの3路線化に向けた具体的な計画についてでございますが、利府町地域公共交通網形成計画では、現行路線の重複・競合の解消と路線のコンパクト化を図り、町の主要施設を結ぶ区間を「まちなか経路」として設定することを位置づけております。これらを踏まえ、昨年度、地域の皆様の声を伺うため、町内バス路線の再編案をお示しし、町内6か所で住民意見交換会を開催いたしました。赤沼地区をはじめ町内の高齢化は年々進行しており、運転免許自主返納者も増加傾向にありますので、住民意見交換会で頂いた意見や、関係機関との協議内容を踏まえ、現在運行ルートやダイヤ設定に係る検討作業を進めているところであります。

なお、町民バスにつきましては、公共交通空白地を解消することを目的とし、町民の皆様の足として運行していることから、ミヤコーバスの路線が運行している赤沼地区への乗り入れについては考えておりません。今後、具体的な路線再編案が出てき次第、議員の皆様にご説明さ

せていただきたいと思います。また、町内バス路線の再編につきましては、通勤、通学、買物、通院等に利用しやすい環境づくりに向け取り組んでまいりますので御理解願います。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。西澤文久君。

○4番（西澤文久君） 大きい1番目、利府中学校グラウンド拡張について再質問いたします。

平成28年3月に、私が一般質問をしたときはまだ利府中学校の生徒たちは毎週土日は有料のテニスコートで練習をしておりました。そういう環境の中でいろいろな大会において優勝、準優勝とすばらしい成果を出しておりました。本来は、授業が終われば練習着に着替えて学校のテニスコートでのびのびと練習をするのが本当の生徒たちの姿だと思います。現在は、館グラウンドで練習をしておりましたが、練習に行くとき練習が終わったときに生徒たちは一般道路を通ることになります。自動車やバイクが頻繁に通るところを生徒たちは通っております。そこで、町の考えを伺います。練習に通うときに、生徒たちが交通事故に遭わないように町ではどのような対応をしているのか伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局答弁願います。教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木久仁子君） お答えいたします。

子供たちが交通事故に遭わないように町でどのように対応しているかということにつきましては、町では館のグラウンドに利府中学校のテニスコートを整備し使用する際におきまして、テニスコートの使用上の注意と併せてグラウンドまでの移動においては事故などに遭わないよう十分に注意して移動するよう学校のほうを指導しております。

なお、今回学校に確認したところ、練習前に部員が全員集合しまして、顧問が館のテニスコートで練習するメンバーを決め、その際十分に気をつけてグラウンドに向かうように指導を徹底しているところです。なお、館のグラウンドまでにつきましては、全員がトレーニングを兼ねて自転車ではなく徒歩で移動しているということを伺っております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 西澤文久君。

○4番（西澤文久君） 球技に関連するスポーツは、風の影響が一番大きいです。特に、軟式・硬式のテニスは、同じコートを利用しているため、防風ネットはプレーヤーにとって物すごく大事な物です。そこで、町の考えを伺います。防風ネットが倒れることがないように、安全な環境で整備の整ったテニスコートが大事だと思いますが、その辺の町の考えを伺います。

もう一つ、すみません。また、運動部におけるスポーツの実践は、参加する生徒たちにとつ

て心と体をリフレッシュさせるものであります。運動部活部は、好きなスポーツに仲間とともに取り組む教育の場でもあります。また、教科の学習と離れて各自のよさが認められることもあります。多くの生徒の生活に張り合いを与え、喜び、そして生きがいをもたらしております。生徒たちが大好きはスポーツができる環境整備が一番大事ではないかなと思います。そこで町の考えを伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木久仁子君） お答えします。

第1点目の防風ネットの設置につきましては、整備費用が高額になることから現時点での整備は難しいものかなということで考えております。今後、テニスコートの整備も含め具体的な整備計画が整った際には、防風ネットも含め安全な環境で生徒たちが部活に取り組めるよう検討しなければならないものと考えております。

次に、第2点目の生徒たちが大好きなスポーツをできる環境整備のことにつきましては、議員がおっしゃるとおり、生徒たちが好きなスポーツを仲間と一緒に全力で一生懸命に打ち込むことはとても大切なことだと考えております。中学校3年間という限られた時間の中で、仲間と切磋琢磨しながら部活に励み練習することは大変重要なことかな、貴重な経験かなということだと思っております。そのためにも、環境整備がとても大事であることは十分認識しているところでございますが、今後整備用地の活用においては生徒の安全面も含め総合的な視点で協議、検討していきたいと考えておりますので御理解お願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 西澤文久君。

○4番（西澤文久君） 利府中グラウンドは、生徒たちが好きな野球、サッカー、ソフトボール、テニス部を仲間と一生懸命に打ち込むことも、集中力を高めることもできるのが環境の整ったグラウンドだと思いますので、どうかその辺よく考えていただきたいと思います。

最後に、利府中学校のグラウンド拡張工事が終了した後の館グラウンドはどのような利用計画をしているのか、町の考えを伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木久仁子君） お答えします。

館のグラウンドのその後の利用ということによろしいでしょうか。利府中学校のグラウンド拡張やテニスコートの整備につきましては、先ほど教育長の答弁にもありましたとおり保護者からの要望により平成28年度に館のグラウンドにテニスコートを2面整備しておりますので、

当面の間は館のグラウンドのテニスコートを部活で利用していただきたいと考えております。中学校のほうでは、館のグラウンド2面とあと中学校に今現在ある1面と3面を利用しながら部活に励んでいるということで伺っております。

なお、その後の館のグラウンドの具体的な利用方法については、現在決まっておりません。今後、中学校のテニスコートの整備やそういったことも踏まえながら、また館にあるテニスコートの状態なども含め、具体的な利用方法について検討していくこととなると思いますので御理解よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 西澤文久君。

○4番（西澤文久君） 次に移ります。大きな2番目、公共交通対策について再質問いたします。

利府町総合計画で、公共交通の充実の中で、本町は仙台市を中心とする近隣市町への通勤・通学の割合が高いことから、定時性を有する公共交通機関の充実が求められております。加えて、高齢化の進行や環境負荷低減という観点から、今後公共交通の果たす役割がますます高まるものと思われまゝ。一方で、ライフスタイルや就業形態の多様化や自動車利用が増加している状況にあり、民間の路線バスについては利用者の減少や経営上の制約から運行本数の減少、路線の統廃合が行われたことにより運行本数やルートが限られバス離れが進行する傾向にあり、結果利用者の減少を招き、さらなる本数減少や路線の統廃合が行われるという負のスパイラルに陥ってまいります。本町では、既存のバスルートを補完し公共交通空白地を解消するために町民バスを運行しておりますが、子供や高齢者などの交通弱者のみならず町民の利便性と福祉の向上を図るため、利用動向を的確に把握し、円滑で適切な移動が可能になる新たな路線の設置など、さらなる充実が求められております。このため、公共交通の利便性の改善や活性化に努め、利用者の増加を図るとともに利府線の増便やバス交通との円滑な接続について今後ともJRや路線バス運行事業者と協議、調整を図っていくことが必要となっております、とあります。町民の問題、そして路線バスの減便により通勤・通学、交通弱者対策としての公共交通の大切さが議会でも何度か取り上げられる重要な課題になっております。そこで町の考えを伺います。運行形態や路線利用状況は、住民の要求に対応した生活交通は確保しているのか伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

町長が先ほど答弁いたしておりますが、地域の実情を踏まえた公共交通となるように、地域

住民意見交換会、これを通しまして地域の皆様の声を伺いながら地域住民の移動手段の確保に努めているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 西澤文久君。

○4番（西澤文久君） ミヤコーバスの場合は、乗客が多い少ないということで最終的に赤字路線バスは減便の対象になるのではないのでしょうか。確かに、葉山・赤沼線の負担金が毎回かなり大きい金額になっていることは理解しております。また、町民バスになると乗れる人数とか時間がかかりかかることで本数が少なくなるという欠点も出てきます。その辺も、乗降客の移り変わり等を見なければ町民バスを増やすにしても葉山・赤沼方面の問題だけではなく町全体を見極め取り組む課題ではないのでしょうか。そこで町の考えを伺います。町全体で細くて路線バスが通れないところの町民バスの運行計画について、町の考えを伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

町民バスにつきましては、路線バスが運行していない公共交通の空白地帯、これを解消することを目的に運行しているものでございまして、そういったことで実施しております。

○議長（吉岡伸二郎君） 西澤文久君。

○4番（西澤文久君） 先ほど町長もおっしゃったように、全国で高齢者が交通事故を起こして運転免許を自主返納している方が多数出てきております。利府町も同じように自主返納している方もおります。返納した方は、通院、買物等に公共交通を利用しています。自主返納した住民の方が、路線バスは広い道路を運行している。私が用事があって利府駅から岩切まで町民バスで行ったときに、細かいところまで運行ルートになっているんだなと思いましたが私に話してくれました。平成22年10月からバス運賃が200円から100円に減額になっております。住民の皆様は大変喜んでおります。そこで町の考えを伺います。3路線を実施した場合、バス運賃は現状の100円なのか伺います。また、現在東部路線と西部路線の2路線で運行しておりますが、3路線になったらどのような運行計画を町では考えているのか伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

町民バスにつきましては、現在3路線化に向けて作業を進めているところでございます。その中で、運賃についても今後検討してまいりたいと考えてございます。

それと、3路線になった場合に運行計画でございまして、先ほど町長が答弁しておりますと

おり、これまでの東部路線、西部路線、それに加えて町の中心分の主要施設、こういったものを結ぶ中部路線、こういったことで運行する計画を今検討しているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 西澤文久君。

○4番（西澤文久君） 最後に、住民の皆様はこの町民バスが3路線になることを期待と楽しみで1日も早い運行を待っております。町の考えをそこで伺います。3路線を実施するのはいつ頃になるのか伺いまして、私の質問を終わります。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

令和3年度からの実施に向けまして、現在作業を進めているところでありますので御理解いただきたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、4番 西澤文久君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩とします。

再開は10時45分とします。

午前10時28分 休憩

午前10時43分 再開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番 安田知己君の一般質問の発言を許します。安田知己君。

〔9番 安田知己君 登壇〕

○9番（安田知己君） 9番、共産党議員団の安田知己です。よろしくお願いいたします。

今回の質問通告は2点にしております。

第1点目は、介護保険についてです。介護保険は、介護を必要とする人が少ない負担で介護サービスを受けられるように社会全体で支えることを目的とした保険制度であります。介護保険制度の創設（2000年4月）から約20年、この間長寿命化で65歳以上の高齢者人口は上昇しております。そして、要介護認定者の増加や介護期間の長期化などにより、介護ニーズはますます高まっており、介護を取り巻く環境は大きく変わってきております。また、新型コロナウイルス感染拡大で介護の現場は以前にも増して追い込まれております。そこで、以下、町の考えを問います。

（1）介護保険制度に係る費用が増え続けております。その負担を今後どうするのでしょう

か。

（2）第1号被保険者の介護保険料は、自治体ごとに決められております。本町の段階区分は9段階であるが、国の基準よりも段階を多く設定し低所得者の負担軽減や高所得者の所得に応じた保険料負担を求めているのでしょうか。

（3）障害のある人は、65歳の誕生日を迎えると障害福祉サービスから介護保険サービスに移行します。新たに発生する利用料の1割負担が重いとの声が全国で上がり、2018年4月から一定の障害者に対しては負担軽減策が設けられました。この制度の利用状況はどうでしょうか。

（4）家族の介護を理由に仕事を辞める人は年間約10万人いると言われております。仕事と介護の両立をどのように考えているのでしょうか。介護を担う人材不足にどのように対応するのでしょうか。

（5）新型コロナウイルスの感染リスクを心配し、デイサービス（通所介護）を控えるケースが見られました。利用者の心身機能低下や、事業所の収入にも影響を及ぼしていると感じるのでしょうか。

次に、2点目の医療的ケア児についてです。人口呼吸器の使用やたんの吸引、胃に直接栄養を送り込む胃ろうなどによるサポートが日常的に必要な医療的ケア児は全国で約2万人いるとされております。厚生労働省によると、新生児医療の進歩とともに増える傾向にあるそうです。このような医療的ケアの必要な子供たちやその家族への支援は、医療、福祉、保健、子育て支援、教育などの多職種連携が必要不可欠であります。そこで、以下、町の考えを問います。

（1）医療的ケア児、重要心身障害者の支援と保護者への支援をどのように考えているのでしょうか。

（2）医療的ケアのできる入所施設が必要だと感じますがどうでしょうか。

（3）国の地域における医療的ケア児の支援体制整備事業のモデル地域として手を挙げて、コーディネーターの配置や実態把握に取り組むべきではないでしょうか。

（4）新型コロナウイルスの感染が拡大する中、重い病気などで人工呼吸器や経管栄養などを必要とする医療的ケア児がいます。医療的ケアを要する子供の親が感染した場合、24時間体制でケアが必要な子供がどうになってしまうのかという不安はとても強いです。こうした家庭の支援を強化すべきではないでしょうか。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局答弁願います。1、介護保険について

2、医療的ケア児について、いずれも町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 9番 安田知己議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の介護保険についてお答え申し上げます。

（1）の介護に係る費用負担についてでございますが、介護費用は保険料等で賄っており、介護度が高くなるとともに費用も高額となっていることから、将来介護認定者を著しく増加させないことや、介護度の進行を防ぐことが重要であると考えております。そのため、一人一人が元気でお過ごしいただけるよう、健康づくりや介護予防教室等を実施しておりますが、今後高齢者人口がさらに増加し、介護に係る費用の増大も予想されるところであります。

このことから、町民の皆様一人一人が自立した生活を目指し、介護予防に関する意識の向上を図ることが将来の費用負担の抑制にもつながると考えておりますので、引き続き予防事業等の拡充及び啓発に努めてまいります。

次に、（2）の介護保険料の低所得者の負担軽減や、高所得者への保険料負担についてでございますが、現在本町の介護保険料については国の基準に合わせて所得段階に応じた9段階の保険料を設定しております。また、低所得者の保険料については、平成27年度から段階的に負担軽減措置が強化されております。現在、策定を進めている第8期介護保険事業計画においても事業内容はもとより、所得段階等における保険料の公平性を保つことができるよう検討してまいりたいと考えています。

次に、（3）の2018年4月から設けられた障害福祉サービスから介護保険サービスに移行した際の負担軽減策についてでございますが、この新高額障害福祉サービス等給付費の対象となる方は、障害福祉サービスの利用年数や課税状況、障害支援区分、これまで介護保険を利用したことがないなどの4つの要件を全て満たしている方となります。これまで給付の対象となる方はおりませんでした。今月から新たに1名の方が対象となる予定であります。

次に、（4）の介護に携わる方の仕事との両立と、介護を担う人手不足についてでございますが、議員御指摘のとおり介護による離職者の増加が昨今大きな問題となっております。本町では、介護従事者が仕事と介護の両立を図ることができるよう、地域の高齢者支援相談窓口である地域包括支援センターを周知するとともに、国などの各種支援制度等の情報を提供してまいりたいと考えております。

また、介護人材確保の対策についても、国では介護職員の報酬や労働環境等を改善するための施策として職位や職責に応じた任用、さらには待遇改善も図られておりますので、今後も国

の動向を注視してまいります。

次に、（５）の通所介護における利用者の影響についてでございますが、各施設においては新型コロナウイルスの感染予防や感染拡大防止のため面会制限や施設内の消毒を行うなど、徹底した管理の下運営しているところであり、町内の介護施設については以前と変わらず通所ができていることから、利用者の心身機能の低下や事業所の収入においても新型コロナウイルスの感染症による大きな影響はないものと考えております。

次に、第２点目の医療的ケア児についてお答え申し上げます。

（１）の医療的ケア児、重症心身障害者の支援と保護者への支援についてでございますが、重度の障害のある方が地域で生活していくためには医療、保健、福祉等様々な機関が連携を図りながら支援する必要があります。そのため、本人、家族それぞれが地域で安心して生活ができるよう、保健師や障害福祉担当職員が病院に出向き、医療、福祉サービス等の関係機関と連携を図りながらカンファレンスを行っているところです。今後も、本人、家族のニーズを確認し、個々にあった支援を実施してまいります。

次に、（２）の医療ケアのできる入所施設についてでございますが、現在、受入れ可能な入所施設につきましては、県内９か所に設置されています。受入れにつきましては、喀たん吸引や経管栄養等への対応、感染予防などより専門的な知識や設備を要することから、宮城県立こども病院の拓桃園や仙台エコー医療療育センターなど、仙台市等の施設を利用している状況となっています。入所施設の必要性については、塩釜圏域においても共通の課題となっていることから、県に対し今後塩釜圏域の課題として施設設置に関する要望をしてまいりたいと考えております。

次に、（３）の医療的ケア児のコーディネーター配置や実態把握への取組についてでございますが、県におきまして平成30年度から医療的ケア等コーディネーター配置事業、医療的ケア児支援促進モデル事業を展開し、コーディネーターの配置を推進しております。塩釜圏域にもコーディネーター養成講座修了者が６名おり、うち２名は町内施設の職員となっております。今後のコーディネーターを配置した支援体制については、現在、県において構築している段階でありますので、今後の県の動向を注視しながら対応してまいりたいと考えております。

最後に、（４）の医療的ケアを要する子供の親が感染した場合の支援についてでございますが、本町では３月に循環器や呼吸器等を必要とする重度の身体障害者手帳所持者に対しマスク配布を実施するとともに、医療的ケア児に対してマスク５０枚とボックスティッシュを配布いた

しました。今後も、状況に応じマスクや消毒液などの優先配布を検討してまいります。医療的ケア児の家族が感染した場合の対応につきましては、県より明確な方針や支援が出されておらず、本町といたしましては保健所、医療機関等の関係機関と連携し、状況に応じて必要なサービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。安田知己君。

○9番（安田知己君） では、再質問してまいります。

介護に係る費用、介護給付費ですけれども、これ年々増え続けてきていると思うんですね。町では今後その介護保険料、どのように推移していると予想しているのでしょうか。例えば、10年後、20年後というのは、介護保険料というのは高くなってしまいうのでしょうか。それとも、健康維持に努めるということだったので現状を維持していけると考えているのでしょうか。または、もしくは引き下げが可能なのかどうか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

現在の介護保険制度につきましては、3年に1回の見直しとなっております、その際に保険料の算定をしているところでございます。算定に必要なものとして策定時点での人口数、年齢階層、介護給付費の見込み、そして経済状況を配慮して算定しているところでございますが、10年後、20年後の介護保険料につきましては今の段階で保険料の値上げになるのかあるいは引き下げになるのかについては判断ができかねるところではございます。しかしながら、今後の高齢化による認定状況や、消費税の増税など町民生活へ影響を与える社会的な背景も含めまして、様々な要因を考慮していく必要があると考えておりますので、現在実施しておりますアンケート調査や介護保険運営協議会における委員さん方の意見を基に検討していきたいと思っておりますが、なるべく高齢者の方々に過重な負担にならないような適正な保険料を維持、運営できるように考えてまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 利府町の介護給付費というのは、年間やっぱり18億円くらいですかね、そのくらいかかっていると思うんですけれども、やっぱり10年後、20年後というのは団塊の世代の高齢者が増えますし、それに伴って介護を必要とする人というのも多くなってくると思うんですよ。この急激な介護保険料の引上げを緩和するためには、財政調整基金というのが重要な役割を果たすと思うのですが、財政調整基金というのは町が介護に必要な金額の約1か月分

が必要だよというような話を前一般質問で聞いたんですけれども、この10年後、20年後を考えると町の基金って十分なんですか。また、団塊の世代が75歳を迎える2025年問題というのを考えると、介護保険料というのは引き上げざるを得ない状況になってくるのかなと思うのですが、町の考えはいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

今後、団塊の世代が介護サービスを受けると給付費が増加すると予想されていますことから、将来に向けたやはり財政調整基金等の財源の確保は非常に重要であると考えております。介護サービスにおける給付費につきましては、介護予防への意識の高まりもありまして現在の基金額について現時点においては十分な状況ではないかと考えております。ただし、将来、団塊の世代が75歳を超えるころの人口数、それから介護サービスの利用者数、介護認定者数、高齢者の方が生活する上で必要なサービスが受けられる環境を整える必要があることから、今後の状況変化に対応しながら保険料の見直し、それから財源の確保の検討については常に必要と考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 介護保険料の大きな引上げにならないように、答弁書でもありましたけれども、介護予防に力を入れていてもらいたいと思います。6月1日から再開されました町民プール、そういったのも活用しながら健康年齢の維持というんですかね、そういったのも視野に入れていてもらいたいと思います。本当だったらここで、プールの話をしようかなと思ったんですけれども、通告外になるので、また別の機会にプールの話はしますので、そのとき大谷課長よろしくをお願いします。

次に、（2）の介護保険の段階区分について質問します。介護保険の段階区分を細かく設定することは、公平性を保つことができるように検討したいというような答弁でしたが、そこでちょっとお聞きしますが、昨年度介護保険料を1年以上滞納した人というのはどのくらいいたのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

令和元年度以前で、1年以上滞納した方の人数は49人になっております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 今、介護保険料を1年以上滞納した人49人ということで、平成27年度から段階的に負担軽減措置というのが強化されているのに49人もいたというのは、ちょっと多いのかなという感じがします。もちろん、滞納する方というのは、介護保険料に限らず国民健康保険税とかあとは町民税、そういったものも複数滞納することは理解していますが、そこでちょっと2つほど質問したいと思うんです。

1つは、滞納者が49人もいたということは、今の介護保険料というのは誰もが納めやすい保険料にはなっていないからではないでしょうか。

もう一つの質問は、介護保険料を滞納してしまうと、滞納期間に応じた延滞金と督促手数料が請求されると、そういった仕組みになっていると思います。そうすると、自己負担が増えて必要な介護サービス自体を受けられなくなる場合があるのではないのでしょうか。介護サービスを受けながら何とか生活している人が、この必要な介護サービスを受けられなくなると生活に大きな支障を来してしまっていて、それがやはり原因で介護度が進んで要介護認定というのも高く設定されてしまうんじゃないかなと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

まず、1点目の質問でございますが、介護保険料につきましては被保険者本人の所得に応じて設定しておりまして、低所得者に対する保険料負担への支援等もございますので、引き続き保険料への御理解もいただきながら軽減策も含めて周知を行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目のほうでございますが、恐らく給付制限のことだと思うんですが、本町において現在のところ介護保険料の滞納をしたからといって特別なペナルティーを介護保険サービスの、例えば全額負担にするとかというようなことは行ってはおりません。また、介護サービスにおきましては、ケアマネジャーが本人の財産、収入に応じたケアプランを検討しながら生活支援を行っているというところで御理解いただきたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 仙台市などとは違って、介護保険を滞納したからといって全部払えとかそういったペナルティーは利府町では特別やっていないということでしたね。介護保険料を滞納している高齢者の中にはやっぱり国保税、こういったものも滞納しているケースが多いと思うんですよね。そういった方って、やっぱり経済的な理由で医療の受診を制限するなど、やっぱり健康状態が悪かったり、あとは生活保護レベルの生活をしているんだけど生活保護を

受けていないとか、そういった方も実際いると思うんですよ。やっぱり滞納した人の状況を確認しながら、これまで以上に慎重に取り組んでもらいたいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

滞納状況につきましては、役場の中で情報を共有しながら、先ほど御説明したとおり低所得者につきましては軽減制度の周知、あとは介護または介護予防サービスの利用につきましても御本人の意思に沿ったサービス内容が受けられるように、地域包括支援センターとか関連機関と連携して介護度の重症化予防策についても周知してまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） ぜひ、そうですね、いろいろとその方の生活状況を見ながら、慎重に取り組んでいただきたいと思います。

介護保険料の段階区分ですけれども、最近市になった富谷市が12段階に分かれています。塩竈市と多賀城市が今11段階、七ヶ浜町が10段階、松島町が利府町と同じ9段階なんですよ。例えば、多賀城市のように所得段階を多くして低所得者の負担割合をより低く抑えることというのは可能なんじゃないかなと思うんですよ。あと、利府町なんですけれども、利府町の介護保険料は所得が300万円以上の人是一律同じ負担額なんですよ。500万円以上あっても1,000万円以上の所得があっても、300万円以上の所得がある人と同じ負担額という、やっぱり少しバランスが取れていないのかなと感じるところがあるんですよ。やっぱり、ある程度所得がある方にはもう少し負担をお願いして、その分低所得者にはもう少し負担軽減をするというようなことが可能ではないのかなと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

先ほど、町長の答弁にもございましたけれども、本町におきます保険料につきましては国の基準に沿った形で示しております。介護サービスに必要な給付額の約23%が65歳以上である第1号被保険者の総数で割ったものを基準額として設定しておりますが、平成30年度に行われました制度改正によりまして、所得の多い方へは自己負担が2割から3割というふうに政策も取られているところでございます。介護保険料につきましては、今行っております第8期計画におきましても精査を行ってまいりたいと思いますが、社会情勢とか年齢層の人口ですね、それから所得などを調査しまして、基準額や所得段階についても負担する方の公平性を保つことが

できるように、再度段階区分につきましては検討してまいりたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 分かりました。現在、国において令和3年度の介護保険の改正に向けた議論が行われております。昨年、介護保険料を1年滞納した人が49人もいるということもちょっと考えてほしいんですね。町として、将来的にやっぱりどうなるか分からないっていう答弁はありましたけれども、介護保険料の引上げというののもちょっと可能性があるのであれば、やっぱり特に低所得者に対する配慮というのを考えていただきたいと思うんですよ。やっぱり、段階区分を細かく分けていく必要というのは、これからの町の介護保険の財政的なものを考えると、私は必要になってくるんじゃないのかなと思うんですが、この辺はどうなんでしょう、町長、こういったものをどういうふうこれから考えていくのか。ちょっとだけ、町長の考えも聞いてみたいんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 安田議員の再質問にお答えいたします。

安田議員が例示してくださった段階区分、市がやっぱりきめ細かくやっているなど。行政区分が大きいところというのは、そういう福祉関係はきめ細かな対応ができていいのかと思っております。私どもは、もう、安田議員御案内のとおり町でございますので、私たちができること、今、伊藤課長から答弁あったように、サービスの低下もなしに取り組ませていただいているところが最大限私たちができる、取り組めることかなと思っております。もちろん、先ほども答弁させていただいたように、国の動向を注視しながら、しっかりと検討してまいりたいと考えています。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 一概にすぐできるようなものでもないので、いろいろな状況があると思えますけれども、特に所得の高い方への負担のお願いと、その分所得の低い、特に高齢者ですね、そういった方への配慮、負担軽減というのはやっぱりこれから介護保険には必要なんじゃないかなと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、（3）の障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行について質問いたします。本町では、65歳になって障害者福祉サービスから介護保険サービスに移行した例というのはなくて、今度1人あるよということだったんですけれども、障害者総合支援法では所得で決まる応能負担方式を採用しているんですね。それで、介護保険の場合は原則として1割負担が求め

られるんですよ。それだけで65歳になった障害者というのは負担が増えてしまうというような問題があると思うんですね。そして、受けられるサービス内容というのも少し変わってくるみたいなんです。例えば、介護保険では家族が同居している場合の生活援助というのは、時間単位で厳密に区切られておりますが、障害者総合支援法では制限時間が設けられていないので障害者とヘルパーが3時間一緒にいると、そういったサービスも認められているらしいんですよ。やっぱり、障害者福祉サービスに慣れた障害者が65歳にぽーんとなって、介護保険サービスに移行しちゃうと、生活が細かく区切られてしまうといったそういったリスクを感じるんですよ。今度1人いるということですけども、65歳を迎える障害者の方には、障害者本人やその障害者の家族が望んだサービスというのをやっぱり優先させて使わせていただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、障害者の総合支援法と介護保険法のサービスの中には多少なりとも違いがございます。65歳の誕生日になりましてサービスの移行が必要になった方につきましては、使いにくさなどの違和感を生じる方もいらっしゃると思います。障害者の方で、年齢とともにサービスの移行が必要になった方につきましては、障害者相談支援事業所の相談員や介護保険のケアマネジャーが本人、家族の意向を確認しつつ、御本人に合ったサービス計画を作成しまして、サービスを利用していただくこととなっておりますので、今後は御本人とか家族が混乱しないように支援をしていきたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） やっぱり、その障害者が望んだといいますか、障害者に一番合ったサービスというんですかね、そういったサービスを町も一緒に考えていただきたいなと思います。

では次に、（4）の介護の人材不足について質問いたします。昨日も鈴木晴子議員への答弁でありましたけれども、今後県に対して介護職の要請を行っていくよということは理解いたしました。そこでちょっと考えていただきたいのは、家族の介護のために仕事を辞める人もいるんですが、逆に家族のために介護職を離れるという人もいらっしゃるということをちょっと理解していただきたいんですね。町内でも、介護職に就いている女性がここ1年間で退職して他の職種に再就職した人って何人かいらっしゃるんですよ。ちょっと理由を聞いてみたんですけども、介護職だと自由に休みが取れないと。あとは、子供と向き合う時間が取れないという

ことだったんですね。夜勤もありますし、朝早く出かけるのでそのときは子供の御飯の用意もできないとか、そういったことがあるみたいなんです。やっぱり、介護職とあと子育てというのが逆に両立が難しいということなんですね。子育て支援とともに、介護職に就いている保護者の処遇改善や生活にも目を向けていく必要がこれからあるのではないかなと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

介護職の処遇改善につきましては、労働環境を改善するための介護職員処遇改善加算というものが創設されてございます。算定した金額を報酬等の処遇改善や、労働環境改善の財源にすることを定めておまして、今後も事業継続について国からの支援策も含めて動向を見極めてまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） いろいろな方向から考えていってもらいたいと思います。

介護職の人材不足ですが、今回のこの新型コロナウイルスの影響で介護の現場で働く職員はより一層追い込まれたという現実があると思うんです。個人名はちょっと出しませんが、ある介護職員は自分が働いている介護の現場で新型コロナの感染が起こったら夫や子供まで巻き込んでしまうんじゃないかなという不安と恐怖の中で毎日仕事を続けたらしいんですね。そういったお話をお伺いしたんです。やっぱりその話を聞くと、介護職員の使命感とか、あとは善意を頼りに何とか高齢者の命をつないだというのが介護の現場だったと、私ちょっと感じたんですね。これは町が云々という話じゃないんですけれども。厚生労働省は、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生した介護施設の職員に事業所が危険手当を支給した場合事業助成するよというような通知を出したんですね。これは、介護の事業者というのは多分理解しているとは思いますが、やっぱり、介護の現場で働く職員の方にはこの辺はまだ分かっていないとか、そういった厚労省が言ったことも理解していないところがあるんですね。こういったことを、やっぱり町のほうからの周知というのも必要になってくるんじゃないかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

介護施設事業所等につきましてを対象にしました危険手当の支給につきましては、厚生労働

省より指針が示されております。ただ、まだ県から具体的な情報が入ってきておりませんので、確認でき次第、今までもコロナ関係を含めて各事業所には周知をしておりますが、こちらの関係につきましても同様に周知してまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 確かに、危険手当で介護職員の安全が保障されるかといったら決してそういうわけではないんですが、やっぱり介護職員の方が少しでも安心して働けるように情報提供っていうのを町のほうからやっていただきたいと思います。

次に、（5）のデイサービスを自粛した介護利用者について質問いたします。デイサービスは入浴や機能訓練とか他者との交流など、利用者それぞれ目的を持って通っていると思います。今回の新型コロナウイルスの感染を恐れてデイサービスを自粛した人って何人かいらっしゃると思うんですけども、その方の健康を確認する方法とかそういった手だてというのは町として何か講じてはいるんでしょうか。お聞かせください。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

施設を利用していらっしゃる方で、自粛によって通所や訪問を遠慮される方が数名町内にもいらっしゃいました。その場合は、施設職員による本人とか家族に電話によるモニタリングなども行っておりました。また、訪問が可能であれば、ほかの方の送迎の際に自宅玄関先で声をかけて、利用者の担当ケアマネジャーとも連携しながら体調確認等の把握に努めております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 十分理解していただいたということで、しっかりやっていただいたんだと思います。

では、新型コロナウイルスの感染を心配して介護施設の利用を自粛する高齢者がいたということは、今お話あったんですけども、その結果介護施設の収益が下がってしまって介護職員の給与だったり運営だったり、そういったところに支障を来しているんだという報道も見られるんですよ。本町の介護施設の状況ってどうなんですか。やっぱり、新型コロナ以前にも介護報酬っていうのはぎりぎりの状態だったと思うんですよ、決して本当にいっぱいあったわけじゃないので。やっぱり、今回の新型コロナのウイルスの影響で介護施設が運営難になって閉鎖しないように、何かしらの助成とか支援というのが必要になってきているのではないのかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

先ほども申しあげましたけれども、町内で新型コロナウイルス感染症の感染予防のために施設の利用を自粛された方は少なかったと申しあげましたけれども、施設の運営状況への大きな影響については今のところは少ないと考えております。ただ、今後新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波の影響が懸念されておりますことから、国から示されている新しい生活様式におきましても運営方法の変化などの検討があるかと思っておりますので、各事業所や関連施設などについて引き続き情報の連携をしてまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） やはり、介護施設の置かれている状況というのを把握して、今後新型コロナが収まるかどうかまだ分からない状態ですが、そういったときには助成や支援というものも視野に入れて、しっかり取り組んでいただきたいと思っております。

それでは、大きい2点目ですね、医療的ケア児について質問いたします。東京や首都圏では、医療的ケアに対応した施設というのがある程度充実しているように感じるんですね。ですが、利府町に住んでいる医療的ケア児は、十分な支援が受けられる環境にあるのかなというような課題を少し感じるんですよ。医療的ケア児や重症心身障害者の包括的な支援に、やっぱり町としても積極的にこれから取り組んでいく必要があるのではなからうかなと思うんですがどうでしょう。町の考えをお聞きします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

先ほど、町長も答弁いたしましたが、医療的ケア児それから重度心身障害者またその家族の方に関しまして、町の保健師、福祉担当職員そのほか医療機関、福祉施設、訪問看護事業所、御利用の福祉サービス事業者など複数の支援機関が関わっておりますので、議員御指摘の包括的な支援ができていないものではないかと現在考えております。今後も、家族のニーズを確認しながら、様々な機関と連携して支援をしていきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） じゃあちょっと、具体的な支援ってどういうことなのかなとお話ししたいと思っておりますけれども、医療的ケア児が自宅で過ごす場合はやっぱり主に母親が子供のケアと健康管理を一身に担っていると思うんです。そういった24時間の看護を担っている母親のリフ

レッシュを目的とした支援というのがレスパイトケアという支援らしくて、病院のベッドの一部で一時的に預かったり、あとは宿泊できるそういった取組が行われているらしいんですよ。やっぱり家族の負担を減らすために、こういったレスパイトケアに対応できる病院ですね、あとは障害者施設、これを町が中心となって考えていく必要が出てきたのではないかなと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

宿泊を伴うレスパイトケアとしましては、地域生活支援事業の日中一時支援事業や、障害福祉サービスの短期入所を利用してもらうこととなっております。日中一時支援事業につきましては町内の医療的ケアに対応できる施設を中心にしまして御利用いただいているところでございます。短期入所施設につきましては圏域にはなくて、現在は仙台市の医療機関の短期入所を利用している方が多い現状でございます。短期入所等入所施設の必要性については、町長が先ほど答弁したように塩釜地区の2市3町の共通の課題と捉えておりますので、県に施設の設置に関する要望を今後もしていきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 実際行っているという話は聞いているんですけども、医療的ケア児を預かれる施設というのはまだまだ少ないんですよ。そして、一番の問題は医療的ケア児に合った施設かどうかというのが一番問題になってくると思うんですよ。やっぱりこれは、様々な可能性というんでしょうか、選択肢も含めてそれを今後検討していただきたいなと思います。

次に、医療的ケア児が入所できる施設ですね、それについて質問いたします。仙台市の芋沢に、医療的ケア児や重症心身障害者が入所できる施設があるそうですが、入所の申込みが殺到してしまっていて、申込みをしてもいつ入れるか分からない状態ということを知りました。やっぱり、医療的ケア児がショートステイで入所できる場所はまだまだ少ないんですよ、あることはあるんですけども。やっぱりそういったところを、利府町だけでなく2市3町で検討すべきではないのかなと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

仙台市の芋沢にはエコー療育園というものがございます。入所者や短期入所サービス利用者を受け入れているところでございます。町長も答弁したとおり、県内には9か所の受入施設が

ございますが、利用希望者も多くありまして、議員が御指摘のとおりなかなか利用できない状況でございます。先ほどもお答えしておりますが、入所、短期入所施設におきましては地域での医療ケア児、重症心身障害者が安心して暮らしていただくためにも必要な施設であるということは分かっているんですが、なかなかできないものですから、塩釜地区2市3町の共通の課題として県に設置の要望をしてまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） ぜひ、本当に前向きに検討していただきたいと思います。

それで、医療的ケア児や重症心身障害者を持つ親御さん、お母さんとか、親がですね、一番心配していることって何なのかなっていろいろ聞いたところだと、やっぱり自分が亡くなった後の子供の居場所なんだと、そういったお話を伺いました。やっぱり、最終的に入所できる施設というのが医療型障害者入所施設というのがあるんですけども、その医療型障害者入所施設というのを望む声が多く上がっているんですね。こういった施設を、やっぱり県や2市3町でぜひ考えていってほしいと思うんですがいかがでしょう、お願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

医療的ケアが必要な障害児、障害者が入所できる医療型入所施設につきましては、疾病の治療、看護、医療管理下におけるお食事、排せつ、入浴等の介護、身体能力、日常生活能力の維持と向上のための訓練など、福祉サービスに合わせて治療を行う施設となっております。医療施設を伴っていることから、2市3町圏域のみで検討していける課題ではないと考えておりますので、先ほどお答えしましたとおり県へ圏域の課題として要望していきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 医療的ケア児の置かれている状況を考えながら進めていただきたいと思います。

本町では、医療的ケア児の児童発達支援や生活介護、あとは放課後デイサービスを実施している施設って1か所あるんですね。名前言っちゃいますと「つなぐ利府」さんなんです。特に、医療的ケア児の受入れには、看護師あと保育士、作業療法士、理学療法士、あとは児童発達支援員とかそういった資格を持った人が必要で、どれか1人でもその資格を持った人がいないと医療的ケア児を受け入れることができなくなるという話を聞きました。最近では、資格を

持っている人、看護師だったんですけれども、その看護師の確保のために大変苦労したという話を聞きました。やっぱり、いろいろ人材の確保ですごく苦労しているんですけれども。そして、人材がいなくなると医療的ケア児をその日から預かれなくなるという、そういったことを考えながら頑張っているんですけれども、町としてその現状って何かつかんでいるんでしょうか。民間の施設とはいえ、やっぱり資格を持った人が確保できなくて閉鎖されてしまったら、本町で利用している障害者の預かり先がなくなってしまうということになりますので、町も預かってくれるところを探すために大変苦労すると思うんですよ。その辺についてどういうふう考えているんでしょうか。お願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

医療従事者等が職に就くに当たりましては、医療が必要な障害児、障害者のケアと高齢者のケアを比べますと、障害児や障害者への支援の経験が医療従事者として経験が少ないことからためらいがあるということを知っております。医療ケアの施設のみでなく、障害者施設においても、また高齢者施設においても、こちらは全国的に人材不足であると認識しております。この問題に関しましては、本町のみで解決できる課題ではないと捉えておまして、宮城障害者プランにおきまして、介護人材の確保ということで国の制度を活用した処遇改善等になるんですが、その推進施策を県でも挙げていることから、地域の声として県にさらに要望していきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） ぜひ、県に要望して、医療的ケアとか重症心身障害者を預かっている施設ってどのくらい大変なのかと、本当は投げ出したいと考えるときもあるみたいなんですけれども、それでも頑張ってもらっているというのが現実だと思いますので、ぜひ県のほうとか、町もその辺考えていただきたいと思います。

この「つなぐ利府」さんなんですけれども、医療的ケア児や重症心身障害者が新規にこの施設を利用したいという要望が結構あるらしいんですよ。ですが、やっぱり現状定員いっぱいなので預かれないということで待機してもらっている状況だということです。ですが、この施設ではやっぱり困った人がいれば手を差し伸べなければいけないというような基本方針を持っているみたいなので、大切にしていますので、やっぱり週5回利用してもらっている人に週3回にしてもらって、余った2回をその新しい人に利用してもらって何とか障害者のニーズに応え

ているという状況だそうです。利用者のニーズがあれば預かれる定員を増やせばいいんじゃないかなという考えもあると思うんですけども、現状の制度でそれをやっちゃいますと人件費の問題だったり、報酬単価ですね、これが逆に引き下げられてしまって赤字経営になってしまうらしいですね。中途半端に定員を増やすと、施設の運営が悪化するというような制度上の問題というのもあるみたいなんですよ。ちょっと考えていただきたいのは、やっぱり利用したい人というのがいるんですね、ニーズがあるんです。あとは医療的ケアに対するノウハウを持った施設というのが本町にはあるんですよ。あとは、やっぱり町の考え方とか支援の在り方次第でこの事業というのはもっと進んでいくというか、拡充できるんじゃないのかなと私は感じますが、これは本当に、非常にお金もかかるし難しい問題と思うんですけども、ぜひ町長の意見とか考え方というのもお聞きしたいなと思うので、ぜひお願いします。突然ですみませんけれども。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 安田議員の再質問にお答えします。

本当にそのとおりでございますし、ただ安田議員も何度も言及されているように制度上困難なところがあるというところは否めないところでございます。なので、私ども圏域の市町または一緒になって連携して県に要望活動をできるようにして行って、調査研究しっかりと進めてまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 分かりました。確かに、障害者福祉というとお金がすごくかかるんですよ。でもやっぱり、障害者福祉とか社会福祉というのは雇用が生まれますし、やっぱりそこで働く人も豊かになれば、とってもいいようなこの仕組みづくりっていうんでしょうか、まちづくりにも生かせると思うんですね。やっぱりいろいろな考え方があると思いますが、ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、（3）の地域における医療的ケア児の支援体制整備事業について質問します。現在、県が中心となって人材育成など行っているということですが、この事業って県に全部任せるのではなくて、やっぱり近隣自治体の2市3町として取り組んでもいいような事業ではないのかなと思うんですが、その辺どうなのでしょう、2市3町でこれは議論できるような話題ではないのかなと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

先ほど、町長も答弁しましたとおり、県で平成30年度より医療的ケアコーディネーター配置事業、それから医療的ケア児支援促進モデル事業を展開しまして、コーディネーターを養成しております。各事業所が抱える課題を共有しまして、各事業所の利用状況を把握して、利用希望者の中から相談の対応など行うなど、組織的に展開しまして、医療的ケア児、医療的ケア者への支援体制、福祉、医療、教育等の関係機関の連携体制を構築する事業を実施しているところでございます。幸いにも、本町にはコーディネーター養成講座終了者が2名ほどおりますので、また施設もございますことから、こちらと連携を図りながら事業に協力していけるように努めてまいりたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 始まったばかりの事業ですし、あとはコーディネーターが2人いるということで非常に心強いと思うんですよ。やっぱり、こういった支援体制というのはこれから町としてしっかり整えていってほしいと思います。

では、最後に（4）の医療的ケアの親が新型コロナに感染した場合の対処について質問いたします。厚生労働省は、看護や生活介護を担っていた親が新型コロナウイルスに感染して療養が必要になった場合、医療的ケア児は親戚宅に預けるや児童相談所へ相談などの対応を挙げているんですね。ですが、日頃からケアを担っていない人では適切に対応できないんじゃないかというような、やっぱり対応が不十分だというような意見が上がってきているんですよ。今回のコロナウイルスの感染拡大で、医療的ケア児を抱える親や家族が強く望んでいたというか要望していたことは、医療的ケア児の家族の感染が疑われた場合は、医療的ケア児が一番感染のリスクが高いらしいんですね。ですから、その医療的ケア児自身を速やかに検査して、そして速やかに入院させる、そういった仕組みづくりだと、そういったことをお話で聞きました。これ、町単独では大変な問題だと思いますので、難しい問題だと思いますので、国とか県、あと保健所ですね、そういったところと協力して、こういった医療的ケア児が速やかに検査して速やかに入院できるような仕組みづくり、これを進めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、なかなかこちらにつきましては町単独ではできないものでござい

ます。県に何回も問合せはしているんですが、県もなかなかこの課題につきましては明確な答えがまだ出ていないところでもございますので、今後は議員御指摘のように保健所とか各医療機関とかとも連携しながらなるべく課題を整理しまして、早急に支援体制が構築できるように、喫緊の課題でもございますのでなるべく早めに検討していきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） ぜひお願いしますね。あと、この新型コロナ禍でやっぱり医療的ケア児やその家族というのが取り残されないように、町はしっかりやっていると思うんですけどもなかなか身動きが取れないというのも分かるんですよ、国に連絡してもどうなのか分からないし、県に連絡しても保健所に電話してもどうしようもならないということは分かるんですけども、やっぱりそれでも本当に、新型コロナというものが大変なものがあったわけですけども、医療的ケア児を抱える家族というのが取り残されないようにしっかりこれからも頑張りたいと思います。

以上で終わります。どうもありがとうございました。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、9番 安田知己君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩いたします。

再開は13時とします。

午前11時34分 休憩

午後0時54分 再開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 土村秀俊君の一般質問の発言を許します。土村秀俊君。

〔11番 土村秀俊君 登壇〕

○11番（土村秀俊君） 11番、日本共産党議員団土村でございます。今回の質問事項は2点であります。

まず、第1問。国保事業についてであります。国の2020年度第1次補正予算で、コロナ感染の緊急経済対策の中に国保加入者の傷病手当の創設と、前年比3割以上所得、収入が減少した国保加入者の国保税を大幅に減免する制度が創設されました。以下、この2つの制度を実施していく上での町の考え方を伺います。

（1）傷病手当支給の対象者は、3要件を満たす者とあります。対象要件の把握は町として

どのように行うのか伺います。

（2）給付申請の添付書類は簡略化し、速やかに申請給付が行えるようにすべきではないかと思いますが、町の考えを伺います。

（3）支給対象者は、給与所得者に限定されていますが、国保加入者の平等の観点から自営業者本人や、フリーランスの方にも支給対象を広げる必要があると思いますが、町はどのように考えるのか伺います。

（4）今回の国保税の、これは減免のほうですけれども、減免制度を実施するに当たり、①制度の周知徹底と相談体制について伺います。それから、②減免対象者の所得基準の認定をどうするのか伺います。③申請添付書類の簡素化などを配慮しながら進めなければならないと思いますが、以上の点について町としてどのように対応していくのか伺います。

質問事項の2です。中小企業へのコロナ対策支援についてであります。コロナ感染症地方創生交付金を活用して、町は休業協力金交付など地元中小企業を支援する様々な事業を実施します。もう既に実施もしていますけれども。以下、コロナ対策としての中小企業支援事業について伺います。

（1）町内の業者はコロナの影響で経営が厳しくなっており、給付金、これは休業協力金や事業継続支援金、経営持続化助成、こういう資金は緊急を要すると思います。そのためには、①給付金事業の周知徹底、②該当する事業者の把握、③手続などの相談体制の充実、それから④添付書類の簡素化など、給付申請者に対して迅速かつきめの細かい対応が必要であると思います。町として、支給を円滑に進める上での対策をどのように考えているのか伺います。

（2）地元の中小企業からは、国の2次補正予算を活用して家賃や人件費など、いわゆる経費の中の固定経費ですけれども、これらの支援、融資の利子補給、各種税金の減免などさらなるコロナ対策への支援を要請、要望する声があります。町として、2次補正を活用した新たな支援策の検討についてはどのように考えているのか伺います。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局答弁願います。1、国保事業について、2、中小企業へのコロナ対策支援について、いずれも町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 11番 土村秀俊議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の国保事業についてお答え申し上げます。

まず（1）の傷病手当の対象要件の把握についてでございますが、国保加入者につきまして

は様々な業種の方が加入されており、町では対象者を把握することは困難であることから、本人の申請により対象者を把握することとしております。対象要件のうち、給与等の支払いを受けている方や、新型コロナウイルス感染症の感染状況の確認については、事業主や医療機関からの証明書に基づき要件に該当するか判断することとなります。

次に、（２）の給付申請の添付書類の簡略化につきましては、国で定めている必要書類の添付が条件となりますので御理解願います。

次に、（３）の自営業者やフリーランスの方への支援の拡大については、各保険者の裁量で対処者を変更することは可能とされておりますが、国の財政支援がない現状において、本町単独での対象者の拡大は困難な状況であります。また、自営業者やフリーランスの方におかれましては、持続化給付金や緊急小口貸付金制度などのほかの支援制度が活用できますので、周知に努めてまいります。

次に、（４）の国保税減免の実施についてでございますが、町のホームページやLINEを活用した周知や今月中旬に発送する納税通知書に減免及び傷病手当金に関するチラシを同封し、さらなる周知徹底を図るとともに相談体制につきましても関係する税務課、収納対策室、町民課において連携し、適切な相談体制を整えてまいります。また、減免対象者の所得基準の認定及び申請書添付書類の簡素化につきましては、確定申告と同様の書類を御用意いただき、申請を行っていただくこととしておりますが、できるだけ申請者の御負担にならないよう配慮してまいりますので御理解願います。

次に、第２点目の中小企業へのコロナ対策支援についてお答え申し上げます。

まず、（１）の事業者への給付金支給を円滑に進める上での対策についてお答えいたします。初めに、給付金事業の周知につきましては、現在町のホームページや広報紙によるほか、利府、松島商工会や利府町産業振興協議会、さらには町内の金融機関に御協力いただき、休業協力金等の制度について広く周知を図っているところであります。

次に、該当する事業者の把握につきましては、県から提供された休業等想定事業者名簿、さらには経済センサスの基礎データなどから対象事業者数を約250件と把握しています。手続などの相談体制については、利府松島商工会と連携し、5月末から週2回、生涯学習センターを会場として社会保険労務士による相談事業を行っており、中小企業の支援に努めております。

また、申請における添付書類につきましても、簡素化を図るため、事業者が保有する書類を基本に新たな作成書類を省くことで申請から協力金の支給まで約1週間程度の期間で迅速に対

応することとしており、5月22日の受付開始から既に80件の交付決定を行っております。今後も、事業者の皆様への支援をスピーディーに行えるよう、きめ細かい対応を努めてまいります。

次に、（2）の第2次補正予算を活用した支援策についてでございますが、国の第2次補正予算では事業者に対する家賃支援給付金や、融資の利子補給限度額の引上げなど、様々な支援策が打ち出されております。本町といたしましては、地域経済の活性化を図るとともに、事業者を支援するため5割増しプレミアム商品券の販売を行うなど、本町独自の支援策を進めてまいります。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） まず冒頭といたしますか、初めに町長の見解をちょっと伺いたいと思っておりますのでよろしくお願いします。というのは、国保の傷病手当ですけれども、これは非常に画期的な政策だと思いますし、既に条例にも組み込まれているということで非常に意義のある事業だだと思います。この傷病手当については、コロナが起きたから中小業者の皆さんからの声で実現したわけではなくて、それもありますけれども、それ以前から30年以上も前から全国の中小業者の皆さんから国保に傷病手当を導入してほしいと、休んでもしっかり補償できる制度を導入してほしいという声が、非常に強い声がこの30年間ずっとありました。そういうものも一つ反映された中でこの制度が実施されたのかなともちょっと思うんですけれども、まずこの国保に対する傷病手当の導入について、町長としての見解はどういうふうに考えているか、評価といたしますかね。この傷病手当を導入するに当たって国は国内でのさらなる感染を防止するのに非常に有効だと。そして、労働者がこのコロナに感染した場合、感染が疑われる場合も含まれるんですけれども、非常に休みやすい環境を国保の加入者にも整備をするという、非常に重要な取組だということを位置づけしているわけですけれども、町長としてこの国保の傷病手当導入についての見解、評価、考え方についてはどんな感じを持っているか、まず冒頭伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 土村議員の再質問にお答えします。

大変、傷病手当、議員おっしゃったように長年の要望であるということで、導入されたことは評価したいと思っておりますが、ただ、議員御案内のとおり財政状況は大変厳しい中での導入でございますので、今後それをどういうふうにサステナブルというか持続可能なものにしていくのかというのは大きな課題になってくると思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 分かりました。（3）のときにちょっとそれを踏まえて議論したいなと思うので、ちょっと最初に聞いておきました。

そして、この（1）は、3つの要件を満たす人が受給対象者だということなんですけれども、3つの要件というのはこれを全て満たす人だよということになっているわけなんですけれども、一つは国保に入っている人、これは当たりまえですね。それから、給料の支払いを受けている人。これはもうはっきりしているのです。それからもう一つ、コロナに感染した人または発熱などでコロナの感染が疑われる人ということ、この3つの要件を満たすということなんですけれども、1と2は全く問題なんです。そして、③もコロナに感染して治療したとか入院したとかという人であれば病院の診断書とか、領収書とかあればこれは証明できるんですけれども、一番問題になるのは3つ目の要件で、コロナに感染した疑いで職場を休んだ人のケースということなんですけれども、このコロナに感染した疑いで職場を休んだという判断については町としてはどういうふうに判定をしていくのか。まず伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民課長。

○町民課長（鈴木真由美君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、対象要件は3つを満たすことが条件となっております。議員おっしゃるとおり、感染した場合、あとは感染が疑われる場合につきましては、医療機関や事業主におきまして、被用者が提出する申請書に必要事項を記載していただきまして確認することになります。また疑いのある方で、帰国者接触者外来を受診しないままに体調が改善した方に関しましては、被用者が支給申請書にその旨を記載していただきまして、休暇期間等を事業主が確認いたしまして、事業主で把握しております労務不能の期間等の情報と照らし合わせて相違がないことを事業主に証明していただくことによりまして、傷病手当を支給することになります。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） ちょっと分かりづらいんですけども、感染の疑いがあるって休んだという判断は、これはあくまでも自分で自主申告ですよ。自分は熱がしばらく続いているし、味がしないとかということでコロナに感染しているのかなというふうに自分で判断した人もこれは該当するというふうに考えてよろしいんですね、病院にかからなくても。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民課長。

○町民課長（鈴木真由美君） お答えいたします。

病院にかからなくても、熱が37度5分以上あり、味覚障害等もある、ただ、先ほどもお話ししたとおり、病院に行かないままに体調が改善したという場合には、会社のほうからお休みなさいということの指示がありますので、事業者に証明をしていただくという形になります。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） あまりここで議論してもしょうがないんだけど、つまりかなり緩くなっているんですよね、感染の疑いがある人というのがね。さっき、課長が37度って言いましたけれども、これはもう既に変わっています。熱の度数は関係ありません。熱が何日間か続くとかあるいは咳が出るとか息苦しさがあるとかっていう人であれば、これは感染の疑いがあるとみなされるんです。これは厚労省の支給のQ&Aにしっかり書いてあるんですけれども、そういうこと。それから、あと、病院にかからないでコロナだと思っていたけれども治ってしまったという方も対象になると。それから、コロナだと思ったけれども実際には結果的に風邪だったという方も、それで会社を休んだ場合はコロナのこの傷病手当が出るとなって、かなり柔軟に判断基準をしていいよということを厚労省は言ってきているわけですので、そこら辺、町としても、この傷病手当の財源というのは全額国が出すということですので、それも踏まえて、幅広くこのコロナに感染した可能性があるかと判断して会社を休んだ人も申請をしていただけるように町として、これから通知書出すんですけれども、そこら辺分かりやすくチラシに書いて、国保の加入者のところに知らせていかなければいけないなと思うんですけれどもその辺はどうでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民課長。

○町民課長（鈴木真由美君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、発熱などで欠勤した場合に対象となりますので、その辺も丁寧に説明しながら申請していただくような手続を取っていきたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 次は、添付書類ですね、これを簡略化して速やかに申請できるようにしたらどうかということですが、この点については、ほかの自治体ではこの傷病手当の申込みの用紙とかも、仙台ももう出ているんですけれども、傷病手当のこの申込用紙見ると非常に簡素化というか簡単な用紙になっておりますので、利府はまだ作っていないんですけれども、できる限り簡単に雇用主も本人も簡単に記入できるような書式にするようにしていただきたいなと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民課長。

○町民課長（鈴木真由美君） お答えいたします。

町長答弁のとおり、国の財政支援を受けるために国から示されております必要書類となりますので、かなりの簡素化というものはできませんので御理解をお願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 国から指定されている、簡素化というか書き込み方を簡単に記入できるようにということなんですね。国から指定されているのは、本人が申請する用紙とそれから事業主が申請する用紙と、それから、万が一病院にかかったときには医療機関が記入する用紙ということで3つか4つなんですね。だから、簡素化というのは申請する書類は4つしかないんですよ。だからその中身を書きやすくするというふうにしてほしいなと思うんですけども、その辺について。それからあと、病院の書類ですよ。医療機関が記入する証明書というものあるんですけども、これについては実際に医療機関に診断書とかそういう証明書をお願いすれば、やっぱり5,000円とか1万円とかかかるわけで、その点については仙台市ではそういう証明書じゃなくて病院にかかったという領収書とか、あるいは診察のときの明細書で大丈夫だとなっているわけですけども、その辺についても利府としてもその証明書じゃなくて、病院の領収書とか診療明細書、それでも大丈夫だと、兼ねられると判断して書類の申請の手続をしてほしいなと思うんですけども、その辺については、もうできているんだと思うんですけども、書式とかはね、どういう形で進めていくのか伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民課長。

○町民課長（鈴木真由美君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、規則はもう既に作成しております。その中で、様式等につきましても県で参考という形で書式が提示されております。そちらを参考にしながら、こちらのほうでも規則等をつくりまして、様式もそれにのっとって作っております。それで、最後の医療機関の意見書につきましても、国のほうから様式を示されておりますので、そちらで対応していきたいなと思っております。申請につきましては、受診の申告書、あとは勤務先の支払い状況証明書、あとは医療機関の意見書、こちらを添付していただくということで考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） その、医療機関の添付書類、証明書なんですけども、仙台市では、さっき言いましたけれども、医療機関の領収書、診療明細書により内容が確認できればその証明

書の提出は不要となるというふうにホームページでしっかり書かれているんですけども、町もこれを見習って、こういう形で病院の領収書などでも代用できるというふうにしてほしいなと思うんですけども、できませんか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民課長。

○町民課長（鈴木真由美君） お答えいたします。

こちらで作成した規則では、先ほどお話しした3点について町長に提出しなければならないという形で作成はしております。議員おっしゃるとおり、費用もかかることもございますので、医療機関の領収書等で代わりになるのかどうか、県にも確認しながら、代用できるのであればそちらを代用していくという形で考えていければと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 県と相談して、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次、（3）、冒頭町長にも聞きましたけれども、国保の傷病手当の問題、これ自営業者あるいはフリーランスなどにも広げたらどうかということでもありますけれども、これ少し、内容が3つくらいあるのでちょっと、事務的な話なんですけれども、一つは事業主とその家族に対する傷病手当の支給はどうなるのかということなんですけれども、事業主はちょっと置いておいてですね、家族、つまり奥さんとか一緒に働いている息子さんとか娘さんとかに対しての傷病手当の支給についてはどうなのかということについて伺います。というのは、個人事業主が同居家族、奥さんとかあるいは子供たちに給料を支払っても、青色申告は別ですけども、白色申告をしている業者の方は税金の経費としてその家族の給料については一定量認めるけれども、ある程度、非常に少ない金額だけ経費として認めるよというふうになっているわけなんですけれども、そういう点で、家族に対して給料を支払うという場合にもこの支給対象に該当するかどうか。個人事業主の家族に対する、あるいは奥さんに対する傷病手当の支給というのは、税法上はあまり認められていないですけども、今回のこの特例の場合は認めて、傷病手当を支給するかどうか。その辺について、確認しておきます。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民課長。

○町民課長（鈴木真由美君） お答えいたします。

今回の傷病手当につきましては、所得税法の第28条第1項に規定する給与等の支払いを受けている方が対象となりますので、自営業者の家族専従者など青色申告、白色申告の区別なく給与の支払いを受けている方が対象となります。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） ありがとうございます。大事な部分なので、ここは確認しておきたいと思います。

それから、フリーランスの人に対しても、傷病手当を支給したらどうかという質問なんですけれども、これ条例制定のときにどういう方が受給対象者になるのかというやり取りがありました。給与所得のある人だけということでフリーランスとか自営業者の方はこれには該当しないという答弁でありましたけれども、フリーランスの方の場合は事業所得として申告している人が割と多いのかも分かりませんが、場合によっては給与所得とか報酬という形でその収入を受け取っている方もいるんです。そういう場合は、そういう形で収入を受け取っているフリーランスの方、利府町の中にフリーランスがどのくらいいるのか分からないんですけれども、フリーランスというのはネットで調べるとスタイリストとかデザイナーとか、コンピューターのエンジニアとか、あとは舞台関係の照明をやる人とかそういう方がフリーランスということなんですけれども、もしかすると利府町にも何人かいるのかも分かりませんが、そういう場合で事業所得でなくて給与所得とか報酬とかという形で発注者から収入を受けているという場合が証明されれば、このフリーランスの方も傷病手当を受給できるのかと思うんですけれどもその辺はどうでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民課長。

○町民課長（鈴木真由美君） お答えいたします。

先ほど御説明したとおり、給与所得者に関しましてはフリーランスの方もそのような形で給与を頂いているのであれば該当になってきます。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 分かりました。

じゃあ、最後といいますか、個人事業主に対する傷病手当の支給についてであります。今回のコロナ対策では、給与所得だけということで今やり取りありましたけれども、事業所得の方は該当しないとなっているわけですね、法律上は。でも、全国の自治体によっては今回のコロナ対策の傷病手当支給について事業主も該当させるという条例を制定した市とか町とかあるわけなんですけれども、町として把握されておりますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民課長。

○町民課長（鈴木真由美君） お答えいたします。

そちらのほうは把握しております。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 私も全部把握しているわけではないんですけれども。岐阜県の飛騨市、それから鳥取県の岩美町、それ以外にも多分あるのかなと思うんですけれども、この新聞の記事ではその2つしかちょっと出ていないんですけれども、そういう点で、自治体の判断というか首長の判断によって、事業主にも傷病手当を支給することができるということなんです。厚労省もこのことについては、国保の傷病手当を事業主に出しては駄目だよっていうことは全く言っていないで、Q&Aでもやるならやってくださいと。ただ、その分のお金は国は払わないよと、自治体が払いなさいよと。だから、ぜひとは書いていないけれども、やるのは全然構わないということ、厚労省のQ&Aにしっかり書いてあります。そういう点で、先ほど町長の見解を伺いましたけれども、今度の、国保に傷病手当制を導入したということは非常に事業者の人にとっては明るい展望の一つになるわけですね。そういった点で、家族には傷病手当が出るのに、同じような仕事をしている事業主に傷病手当が出ないというのはちょっとどうかなと思いますし、家族だけ休んで事業主がコロナに感染しているかも分からないけれども、でも商売やめるわけには、店閉めるわけにはいかないのだから仕事をしていくということであれば、厚労省がこの傷病手当を導入した理由とちょっと合わなくなってきましたよね。コロナ防止のために傷病手当を出す、安心して休んでもらうために傷病手当を出すんだということが導入の理屈といますか理由になっているわけですから。それらを考えれば事業主でもやっぱりコロナに感染している場合はしっかり休んでもらって、そしてその分の補償といますか傷病手当で、町の試算では年間予算として450万円組みました、1人1日6,000円で、1人大体18万円くらい使うかなという予算を組んだんだけど、そういうことで町が自腹を切ることにはなるのかもしれないんだけど、何千万円も使うわけではないので、そういう点で町として自営業者に対して国保の傷病手当を支給するという点については検討してもいいのではないかなと思いますけれども、町長、どうでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 土村議員の再質問にお答えします。

個人事業主の皆さんへ傷病手当ということで、首長裁量が認められているというのは、ちょっと私もすみません、勉強不足で今初めて聞いたところなので。例に挙げられたのは、飛騨市と鳥取県の岩美町、ちょっと研究をして調査をしてからでないと、すみません、無責任なこと

は言えないので、ちょっと答弁は控えさせていただきたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） ぜひ、第2次補正の検討のときに、ぜひこの問題についても検討していただきたいなと思います。

それでは、（4）国保の減免制度について、答弁では周知を通知書に入れて、同封して周知を進めるとか、LINEとかホームページということだったんですけれども、まず周知の徹底についてですけれども、ホームページでの説明とか申請書類とかっていうのは、今ホームページを見るとまだ内容がなくて、国保税の減免の実施を予定しているというのが、これ6月5日のついでこの間の減免のお知らせなんですけれども、仙台市とか、ほかの自治体は分かりませんが、全部見ているわけではないんですけれども、ちょっと仙台市が見やすかったのを見たんですけれども、もう既に減免申請とかの用紙とか申込書とか全部もう5月中に、ホームページで掲載されているわけです。そういう点でいうと、ちょっと利府町の場合遅いのではないかなと思いますけれども。例えば、ホームページとかの掲載については、これいつやるんですか。通知書を送ってからやるのか、これもうすぐやる必要があるのではないかなと思いますけれどもいかがですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民課長。

○町民課長（鈴木真由美君） お答えいたします。

周知の方法なんですけれども、先ほどおっしゃったとおり6月17日に保険税の決定通知書を発送いたします。そちらの中に傷病手当、あとは減免、こちらの分かりやすく記載したチラシを同封していきます。あとは、ホームページになどにつきましては同時に早速掲載していければと思っております。こちらが若干遅れた理由というのは、規則を定めるときに5月末にこちらのほうで規則を制定いたしましたので、若干ホームページが遅れているという形になります。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 分かりました。じゃあ、規則はもう既にできているわけですから、すぐにもホームページの掲載というのはできると思いますので、6月17日ということですが、ぜひ頑張って一刻も早くホームページの掲載をして、すぐに申し込めるようにしてほしいなと思います。

それから、あと周知として納税決定通知書の中に今回の減免制度のチラシと、それから傷病

手当のチラシを同封するという点でありますけれども、果たしてそれでしっかりその周知が徹底というか、みんなそれに気がついてその書類を読んでもくれるのかなという点で見ると、ちょっと心配なところもありますし、普通の国保の加入者にとってみれば傷病手当というのは全く自分たちと関係のない制度だったわけですし、それから国保の減免についても今回の減免というのは去年から3割収入が下がったことによって全額国保税を減免するというすごい大胆な減免制度なんですけれども、そういう大事なお知らせなんだよってというのがこの国保通知割賦、通知書と一緒に送って果たしてみんながそれをちゃんと理解というか、気がつくのかなという点で見るとちょっと心配なんですけれども、それについて大丈夫でしょうか。というのは、国保の通知書というの、納付通知書、割と小さな封筒ですよ、送ってくるの。それにいつも入っているのは国保の税額の決定の仕方についてのいろいろ説明書、かなり入っていますよね。あまり読まないだけけれども。だからいろいろな書類が入るわけですよ。そこにさらにこの保険料の減免制度の、分かりやすいチラシといってもそう簡単ではないんです。A4判1枚で分かりやすく書けていったってそれはなかなか難しいと思いますし、減免制度、それからまして傷病手当なんていうのはさっき言ったようにいろいろな書類を添付しなくちゃいけないということで非常にややこしい制度なんですね。そういうものを分かりやすいチラシとして入れて送りますというだけけれども、それでいいのかなってちょっと思うんですけれども、その辺については大丈夫だと思いますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民課長。

○町民課長（鈴木真由美君） お答えいたします。

まず、通知書に関しては皆さん一度は開けてみるんじゃないのかなと思います。どのくらい税金がかかるのかっていうのは、皆さん、意識が高いと思われまますので、そちらに同封するというのはある程度の効果はあるかなと思います。あと、ホームページにも掲載いたしますし、あと広報紙のほうで減免関係のお知らせはしていきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 確かに、ホームページとか、あと広報にも載せるっていっても、広報にも今回も中小業者のいろいろな交付事業についてのちょっと案内あるけれども、ちょっとしか書いてないんですよ。こういう、また第2次補正でもいろいろな助成とかいろいろな制度が、新しいのが組み合わさるわけですよ、家賃の補助とか利息のとか、商品券の制定とかね。そういう中で、広報に、無駄とは言いませんよ、全く無駄とは言わないけれども、やっぱり一緒に

入れるんじゃないなくて、一緒に入れるのも無駄だとは言いません、ただこの国保の減免は10割減免ということですし、それから傷病手当も今までなかった制度で家族労働者も傷病手当の該当だということで非常に重要な仕組みなので、これについては別途、減額制度と傷病手当が創設されましたと、国保に加入している皆さんに対してのお知らせというのを特別にする必要があるのではないかなと思いますけれどもどうでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民課長。

○町民課長（鈴木真由美君） お答えいたします。

検討させていただきたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） あと、中小企業のね、あと4分しかないの。1つは、給付金事業の周知の問題ですね。これについては対象者が、例えば、30万円の支給については対象者が250事業所、今実際申請して給付されたのが80事業所だから少なくないと思うんですけども、対象者というか予算として上げていたのは250社分なので、まだ半分以上来てもいいと思うんですけども、その辺についてはいろいろ銀行とか、あと商工会とか、いろいろみんなで協力して周知をしていくということなんですけれども、実際にはこれに自分が該当するのかわかってというのが分からない人がたくさんいると思うんですけども、その辺については町として対策を取る、さっき言った対策以上に給付の制度の周知を強めなければいけないと思うんですけども、その辺についてはどう考えますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（嶋 正美君） 御質問にお答えいたします。

今回の対象者につきまして250件ということで予算を計上しております。そちらのほうは、4月25日から5月6日まで県の要請に従いまして休業もしくは時短の営業を行ったところが対象となってきます。町でその対象となる250件を抽出する際に、県からの情報であります休業等の想定事業者の名簿、あとは経済センサスの基礎データを基にしまして対象になるものを絞り込んでおります。その中でも、学習塾とか音楽教室、書道教室などのデータで抽出できない個人事業者の方々の分としまして約100件程度見ております。そのような部分が、今の申請率というんですか、そちらのほうに出てきている部分もあるのかなとは考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） だから要するに、この制度にあなたも該当するよ、申請してねという特

別な何か手だてを取る必要があるのではないかなと思うんですけども、その辺についてはどうなのかな。対象件数を県のいろいろな統計を使って250件と絞ったわけですけども、ただ町内には中小業者の人たちというのは商工会に入っている方だけで400件いるわけ。商工会に入っていない人も多分二、三百件いるのかなと思いますし、税金の申告の税務課の書類を見れば600か700件、中小業者っていたなと思うんですけども、そういうことからするとまだまだこの制度を受けられる人が、80件だけじゃなくて、もっとたくさんいるのではないかなと思いますが、その辺についてはどう把握していますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（嶋 正美君） ただいまの御質問にお答えいたします。

対象事業者につきましては、先ほどちょっと申し上げなかったんですが、実際休業していなかった事業者も中にはいらっしゃると思います。あとは、もともと営業時間が時短の営業の対象にならなかったりとか、そういった方の申請に該当にならない方もいらっしゃるのかと思います。そういうことも踏まえまして、今回のさらなる周知徹底ということで、町としましては各種制度の相談窓口をもう少し分かりやすくまとめたリーフレットを作成しまして、ホームページや各種機関、商工会とか金融機関の窓口のほうへも改めて設置をお願いしまして、周知徹底を図っていきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 最後ですね。商工業者の皆さんから、町の経済対策にすごく期待をするという声がたくさんあります。私たち議員団も松島利府商工会をこの間訪問して、業者の皆さんの状況を伺いました。やはり深刻ですよ。売上げが下がっているというだけじゃなくて、売上げが下がってもさっき言ったように人件費とか家賃とかリース料とか支払い利息とか、非常に固定費について容赦なくという大変ですが、必ず払わなくちゃいけないということで、そこへのそういう固定経費への助成というのをしっかり今度の2次補正を使って考えてほしいということでした。それから、そういう内容を踏まえて町長に5月8日に商工会としても要望書を提出しているんだということで、中見ると8項目くらいあったわけですけども、その中では実際に町が実施している項目もありました。そういう点を踏まえて、2次補正を活用して業者の皆さんの強い要望にどのように応えていくかということについて、最後に町長の考え方、決意のほどを、今までもいろいろありましたけれども、1万5,000円のプレミアム商品券とかありましたけれども、特に家賃とか利息とかその辺の助成というのも必要だなと思うんですけども、

ども、その辺についての検討というか考え方について、町長の考え方を伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 土村議員の再質問にお答えします。

私たちは、困っている皆様、不安を抱えている皆様に常に寄り添って、そしてその寄り添う気持ちをしっかりと行動に移す、その行動に移すのも一日も早いスピード感を持って取り組むということで、商工会の皆様から頂いた要望書も多く盛り込ませていただきました。また、今度2次補正、まだどのくらいの予算がどういう枠組みで来るかというのもまだ見えない中ですが、私の姿勢としてはより皆様の不安「明日家賃払えないんだ、どうすっぺ」とかそういう不安に寄り添いながら、その解消のためにスピード感を持って取り組んでいくということが私の決意と姿勢ですので、それを基に今後ともスピード感を持って取り組んでまいりたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、11番 土村秀俊君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。

再開は13時55分とします。

午後1時42分 休 憩

午後1時53分 再 開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 報告第2号 継続費繰越計算書について

○議長（吉岡伸二郎君） **日程第3、報告第2号継続費繰越計算書について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、報告第2号継続費繰越計算書についての報告を終わります。

日程第4 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（吉岡伸二郎君） **日程第4、報告第3号繰越明許費繰越計算書について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、報告第3号繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

日程第5 報告第4号 水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第5、報告第4号水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、報告第4号水道事業会計予算繰越計算書についての報告を終わります。

日程第6 議案第29号 利府町町税条例等の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第6、議案第29号利府町町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第29号利府町町税条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第30号 利府町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） **日程第7、議案第30号利府町介護保険条例の一部を改正する条例**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第30号利府町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第31号 利府町手数料条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） **日程第8、議案第31号利府町手数料条例の一部を改正する条例**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。13番 及川智善君。

○13番（及川智善君） 手数料のこの条例というのは、個人番号の通知カードの話でございますけれども、廃止されるということで手数料がなくなるということなんですけれども、現存の紙製の通知カードの有効性というのはどこまであるのかですね。使用はできると思うんですけれども、いつ頃までに兼用というか、通知カードの有効性、いつ頃までで切れるのか。それから、

この方針としては、マイナンバーカードへの移行を早期に促していくということが概要の説明に書いてありますけれども、どのような方策をもってマイナンバーカードの移行を早期に促していくという具体的な方策を教えてくださいたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局答弁願います。戸籍住民班長。

○町民課戸籍住民班長（佐藤幸子君） それでは、及川議員の質問にお答えいたします。

現在の通知カードの有効性についてという御質問でございますが、通知カードについて氏名、住所が正しいものが記載されているものについては、当分の間そのまま使用できるということで、国から通知が来ております。

それから、個人番号カードについての移行についてでございますが、こちらにつきましては窓口のほうにお越しいただいたあらゆるお客様、住民票の申請だったりそれから転入だったり転居だったりいろいろな方がお越しいただきますけれども、皆さんのほうにマイナンバーカードのほうに移行していただいたことによってコンビニ交付で証明書が発行できること、それから免許証等お持ちでない方は身分確認ということで証明書になることなど、個人番号カードの利便性にお話をしまして、交付についてのお勧めをしていること。それからもう一つ、時期について今検討中なんですけれども窓口での交付支援というものを予定してまして、窓口にお越しただいてマイナンバーカードを作りたいという方に対して、今までですとオンラインで御自分で申請するか、それとも郵便で郵送の方法で国に申請していただいて申請するかという方法を取っていただいたんですけれども、窓口でタブレットを用いまして、その場でオンラインでの申請を支援するというのを時期検討中でございます。

以上になります。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 分かりました。従来の紙の部分については、当分の間利用できるということ、使用可ということなんですけど、当然かと思うんですけれども。この条例改正の概要からいって、マイナンバーカードを先ほどいろいろな方策を用いて、コンビニとか窓口でとかというお話は頂戴しましたけれども、早期に促していくという方法について、もう少し町民に訴えかけるというか、個人の、これは本当にできたときから普及が悪いわけですね、ですからこれを機に何か抜本的なことができるのか、やる必要があるのかなと思ったんですね。だから、この紙の部分がいつまでも使えるということ、当面の間というのはいわゆる行政用語でいういつまでもいいということにつながると思うんですね。だから、意識づけをもっとしっかりとし

ていかないと、当面の間俺は通知カードあるから、私は通知カードがあるので、全然関係ないっていえば関係ないって感じになるんですよ。その辺のところ、もう少し工夫を凝らしていただければいいのかなと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 戸籍住民班長。

○町民課戸籍住民班長（佐藤幸子君） お答えいたします。

以前から、広報紙等にもマイナンバーカードについての周知は図っていますけれども、加えてホームページ、それからSNSを利用しまして皆さんに周知するとともに、窓口で積極的に、先ほども申しあげましたように利便性についてお話をしまして、マイナンバーカードを作っていただくように進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ありませんか。2番 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） マイナンバーカード、私も議員になったときにすぐ作りました。それで、これだけお勧めしているのに、役場職員の方々のマイナンバーカードの作られているというか、もう全員、100%作られているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（鈴木則昭君） 渡邊議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、手持ち資料がございませんのではっきりした数字は申し上げることができませんが、多分十数パーセントくらいだと思いますが、ただ、今回特別定額給付金の関係で町の職員も、私もなんですけれども、こぞって申請をして今交付を受けている状況ですので、以前の調査よりは各段に伸びていることと思いますし、なお、職員が率先して取得するようにさらに促したいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第31号利府町手数料条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第32号 令和2年度利府町一般会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第9、議案第32号令和2年度利府町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括で行いますが、分かりやすく簡潔に行ってください。

なお、質疑は1人2問から3問程度とし、それ以上の質疑がある場合には一巡した後にお願いいたします。

また、質疑は重複しないよう関連質疑で対応するようお願いいたします。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。3番 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） それでは、2点お伺いいたします。

1点目、8ページ、歳入お願いいたします。

17款1目総務費国庫補助金の7節のマイナポイント事業でございますが、窓口でのマイナポイントへの申請への支援ということでございましたが、マイキーIDの設定支援になるのかなと思いますけれども、こちらの概要をお伺いいたします。

2点目、27ページ、お願いします。

10款2項小学校費、3項中学校費のGIGAスクール構想でございますけれども、まずはこちら、5年のリースということでございましたが、GIGAスクール構想は持続的に実現となっていることから、町の考えをお伺いいたします。

また、11節委託料には端末設定となっておりますが、ICT支援員の経費は含まれているものなのかお伺いいたします。

また、タブレット学習ですけれども、こちら学習のログというものはクラウド上で管理していくものなのかお伺いいたします。

それから、自宅での持ち帰り学習はどのように考えているのかお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局答弁願います。1点目、戸籍住民班長。

○町民課戸籍住民班長（佐藤幸子君） それでは、鈴木議員の1点目の質問にお答えいたします。

先ほど、議員おっしゃいましたように、マイナポイントの申込み支援イコールマイキーIDの設定支援になります。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 2点目、教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木久仁子君） ICT支援員の件につきましてお答えいたします。

こちらにつきましては、今後整備をした上で、学校現場の声を聞きながら、こういった形で支援員の配置が必要なのか検討していきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務給食班長。

○教育総務課総務給食班長（櫻井 渉君） 鈴木晴子議員の質問にお答えします。

リースアップの件ですけれども、5年間のリースなんですけど、5年終了した後も本町におきましては1人1台端末の実施を継続して続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育次長。

○教育次長（宮本利浩君） 端末の使い方、クラウド上の保存なのか、持ち帰りどうなるかという御質問についてお答えします。

子供が使っているタブレットの保存については、校内LANの中にあるサーバーに個人フォルダーを作成してそこに保存するという状況で1人1台がスタートします。将来的には持ち帰り学習と関連するわけですが、クラウド上などに保存をしてタブレット等、どの場所からもアクセスできるような環境を目指すというのがGIGAスクール構想ですので、それを目指していきたいと思います。1人1台タブレットが用意された時点ですぐ持ち帰り学習ができる状況には実は幾つかハードルがございます。大きなハードルが、家庭環境の通信について整備を行う必要がありますので、GIGAスクール構想の最終的な目標がリアルタイムで学級全員が双方向で交流できるということを目指しますので、お時間を頂いてそれを目指して準備していくということになると思います。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） マイナポイントのほう、事業というふうに、もう少し細かい事業をお伺

いしたかったんですけども、このマイナポイントのほうは消費活性化策として一定額をチャージした方に対して国がマイナポイント約5,000ポイント分を付与する予定であるので、その部分を早く皆さんにマイキーIDを設定していただきたいという思いから国の全額補助で始まるものだとは思っているんですけども、その設定支援だけを行うものなのか、その国からの補助ですね、自治体ポイントの運営経費まで含まれているものなのか、こちらの部分をお伺いいたします。

それから、GIGAスクール構想のほうでございますけれども、ICT支援員は今後検討するということでしたが、突然1人1台端末でスタート、1月からするという部分では、現場の先生方がどれほど大変な思いをするのか、もう想像を絶するものと今私思っているんですけども、そういう部分では絶対に必要な支援員だと思っておりますので、その部分しっかりと、検討するということでしたけれども、早期に早い段階で考えていただきたいと思っております。

それから、自宅への持ち帰りは様々な問題があるということで、先ほどいろいろな要保護家庭という部分もありましたけれども、その件に関しましては国から4月10日付で通知が参っておりまして、次長もうなずいているので御存じなのかなとは思うんですけども、教育扶助費のほうでしっかりともっていくので検討していただきたいと国から言われている部分ですので、1月からのスタートという部分ではもう少し時間もありますし、コロナの2波、3波のことを考えると、自宅での学習のことをしっかりと踏まえながら検討していくべきと思うんですね。そういう部分では、自宅でのICT環境の部分を、アンケートというか何らかの形で保護者の皆様に伺っていくことも大事なのではないかと考えますが、ICT支援員のほうとそちらの部分、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局答弁願います。戸籍住民班長。

○町民課戸籍住民班長（佐藤幸子君） それでは、鈴木議員の再質問にお答えいたします。

マイナポイント支援事業ですが、今回計上いたしました事業につきましては窓口でのポイント申請支援に関してのみになっております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木久仁子君） 議員の御質問にお答えいたします。

ICT支援員については、今現在、教師用タブレットは全教師に配付という形で今納品を進

めているところです。あと、グループ学習ということで、各学校に10台ということで整備を進めているところです。来年の1月からは1人1台の端末整備という形になって、段階的に各学校にICTの部分については入っていくのかなという形で考えております。支援員につきましても、そういった形で早い段階にこういった形でというところで現場の声を聞きながら、また交付金を活用しながら整備していけるように検討し、考えていきたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育次長。

○教育次長（宮本利浩君） オンライン学習、家庭に持ち帰る学習についてお答えしますが、その前にICTの支援員の話ですけれども、現状をお話ししますと、学校にはICT担当者がありましてこの教諭中心にICT環境について準備を進めているところです。また、研修センターなどに研修に行った教員もおりまして、ICTを専門に研修してきた教員も数名おります。そういった状況で、ICTを活用するに当たって戸惑っている状況はないかと思えます。というのも、数年前からICT環境整備について準備をしてまいりましたので、学校の立場としては物はないけれどもいつでも来れば使える状態になっておりますので、学校内で活用することについては大変有意義な整備がされていると考えています。

それから、家庭に持ち帰っての学習ですけれども、今回感染症の影響があり、急遽5年間でICT整備をすることが前倒しになって1人1台のタブレットが前倒しで準備されることになりました。ただし、今お話ししたように家庭における通信環境が様々ですので、これについて整備をしていくことは今後の課題となっているわけですが、早期に実現できるように進めていくわけですが、一方でオンラインでなくてもできる家庭でのタブレット学習がございます。オフライン状態でタブレットにワークシートやドリルを保存して、あるいは今は無料の学習コンテンツがたくさんございますので、学校はオンラインがつながりますので、事前に保存をしてそれを持ち帰って、家庭でタブレットで学習できるという方法もございますので、必ずしもオンラインによる、通信による学習だけではなくて、それ以外の学習もできる環境を万が一に備えて今後充実していくということでございます。御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 関連で、羽川喜富君。

○17番（羽川喜富君） では、小学校費の件ですけれども、GIGAスクール構想は多様な子供たちを誰一人として取り残さないという状況で整備されながら、今後対応されると思うんですけども、まず一点、不登校の児童生徒の対応という形でタブレット経緯はどのようにして学

習に取り入れていく形になるのか。

あと、もう一点、心のケアハウスに通っている子供たちに対する、これも同じようにタブレット学習、どのように対応するのか。この経緯についてお尋ねしたい。よろしくお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局答弁願います。教育次長。

○教育次長（宮本利浩君） 御質問にお答えします。

まず、不登校の児童生徒ですけれども、1人1台のタブレットは配付されますので、タブレットを活用してオンライン、オフラインにかかわらず学校の先生方とこれまで以上に関わりを持つ機会が増えるかと思えます。

それから、心のケア、十符ルームに通っていた子供ですけれども、実は臨時休業中、必要な児童生徒に連絡を入れ、十符ルームのほうに直接来てカウンセリングを受けたり学習をしたりということが、数名おりました。そこにタブレットを活用できるようになればさらに長い休み期間、あるいはなかなか学校に行けない状態の子供たちにタブレットを使ってこれまで以上の支援ができるのではないかと考えています。何しろ、一人一人が持つことができるもので、一人一人の学習の記録がやり取りできるという利点がありますので、最大限に活用できればなと思います。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。15番 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 21ページをお願いいたします。

1項の保健衛生費の中の4目母子衛生費、こちらの14節工事請負費と17節の備品購入費、これが子育て世代包括支援センターの改修ということで上がっております。私も、一般質問で触れましたけれども、この子育て世代包括支援センターっていうのは、保健福祉課の中で今までも部屋がありましたけれども、改めて部屋を移して機能強化を図るとありました。これ、具体的な御説明をお願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局答弁願います。健康づくり班長。

○保健福祉課健康づくり班長（守山明子君） 質問にお答えいたします。

今回の改修工事は、身近な場所で当事者目線の寄り添い型の支援を実施するために、保健福祉センターの福祉棟の日常動作訓練室を改修しまして、母子手帳交付の会場とするほか、今までなかった子育て広場等を実施しまして、来所した親子が子供を遊ばせながら気軽に相談できる場として活用できるようにするためのものがございます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 確かに、今まではちょっと狭い部屋でやっていらしたものですから、表に出た、明るい部屋にもなりましたし、結構今までの機能訓練のお部屋、結構広いと思います。あそこは、表側が多分ガラスになっているお部屋でしたけれども、あそこの正面からは入ることとはできるのかどうか。その一点、お願いします。

それから、施設用の備品とありましたが、どういった備品が入るのか。金額的にはそれほど大きなものではないんですけども、どういった備品が入るのか。今、子育て広場というお話もありましたが、具体的に備品の内容をお願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 健康づくり班長。

○保健福祉課健康づくり班長（守山明子君） 1つ目の質問にお答えいたします。

外からの入室が可能かということだったんですけども、高齢者のデイサービス等で車が外は出入りがありますので、外から入るということは想定しておりません。

もう一つ、備品の購入費についてですけども、内容的には主な物としましては、出入口に安全柵を設置するための出入口用のゲート、あとは授乳スペース用のパーティション、あとは乳幼児がはいはいできるような室内用のアスレチック遊具、おむつ交換台等になっております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） この事業は非常に国もつくりなさいと言ってつくっている支援センターですけども、相談施設としても非常に大切な場所でもありますし、期待させる場所で、今までが本当に何か新しい、今の地域包括支援センターができましたときもちょっと紙を貼って場所を示したようなことがありました。ですから、保健福祉センターというのは年数もたっておりますせいもありますし、それこそ外からいらした方にとっては、いろいろな機能を持ったセンターでありますので、どこへどう行ったらいいのか分からないというようなお声も聞きます。しっかりと施設の案内図といいますか、今度新しく今度の支援センターができることもありますので、ただ紙を貼るといようなことではなく、しっかりとした施設案内図が欲しいなと思っておりました。たしか、簡単なものはあったと思いますけれども、改めて入ってすぐに内部の方が相談なりできるというような態勢を整えるためにもしっかりとした施設図が欲しいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

案内図でございますが、確かに玄関口の壁面のところに案内図もありますし、あと私たちの事務室のところにも掲げる看板も設置はしているんですが、なかなか分からない方もいるかと思しますので、どういうやり方が皆さんに分かっていただけるような形になるか検討していきたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑。13番 及川智善君。

○13番（及川智善君） 同じく21ページの、2目予防費の12節の委託料605万円ありますけれども、予防接種業務委託料ということで説明受けたときにロタウイルスの定期接種ということなんですが、これの対象は乳児、新生児だと思うんですが、これの対象、何週目の乳児が対象になって、何回接種が必要で、今の利府町としては何名の対象になっているか、接種が必要なのかということをお聞きいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。健康づくり班長。

○保健福祉課健康づくり班長（守山明子君） 質問にお答えします。

10月から始まるロタウイルス感染症についてですけれども、こちらの予防接種は生後6週から受けられる予防接種となっております。ワクチンのほうが今2種類ございまして、そちらのワクチンの種類によりまして2回か3回接種することになっております。10月からの実施で、令和2年の8月以降の出生のお子さんを対象としておりますので、現時点では年間で200名、今回の補正分は10月からの実施分として200名の方を想定しております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） これ、10月1日から新しい業務というか予防接種なんですけれども、今お聞きしますと8月以降の出生者の方なんですけど、その時期が到来して、このロタウイルス、ワクチンは、その時期になるお子さんも8月以前のお子さんも当然いらっしゃると思うんですが、その方に対する予防接種についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 健康づくり班長。

○保健福祉課健康づくり班長（守山明子君） これまでは、ロタウイルスの予防接種は任意接種として実施しておりまして、今回国で新たに定期接種に加わるということですので、これまでの8月以前に生まれた方については町のほうでの接種についての負担等は考えておりません。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） では、3点お願いします。

まず、9ページの18款2項1目の難聴児補聴器購入助成金補助事業ということなんですけれども、6万6,000円なんですけれども、これは何人分に当たるのかお聞きします。

それと、同じページで、23款諸収入で10番クリーンエネルギー自動車導入費補助、雑入になっているのでどこからの補助なのか、その辺をお知らせいただきたい。

それと、28ページ、10款4項6目郷土資料館費で鉄砲刀剣類登録審査手数料4万5,000円になっているんですけれども、これ何か名刀でも手に入ったのかどうか。その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局答弁願います。福祉班長。

○保健福祉課福祉班長（小畑香代君） それでは、御質問にお答えいたします。

難聴児の補聴器助成事業でございますが、こちらは身体障害者手帳の交付対象外となっております軽度・中度難聴児に対しまして上記を助成する事業です。こちらのほうにつきましては、両耳に補聴器を装用する形で3人分ということで、当初のところから3人分、補正分としては2人分の予算を計上しております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 2つ目、防災安全班長。

○生活安全課防災安全班長（高橋活博君） 2点目の御質問にお答え申し上げます。

こちら、交付元でございますが一般社団法人次世代自動車振興センターのほうからの補助金になってございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 3点目、生涯学習振興班長。

○生涯学習課生涯学習振興班長兼生涯学習センター所長兼郷土資料館長（佐藤 浩君） 御質問にお答えいたします。

3月に町民の方から蔵を解体したいというお話がございまして、その蔵の中から短刀が2振り、脇差が3振り、槍が1振り、刀が1振り出てまいりました。刀剣審査会にお諮りしたところ全て本物ということでございましたので、銃刀法に基づき登録が必要であるということから、この額を補正したものでございます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 大変貴重な物が見つかって大変うれしいところですけども。

さっきの補聴器なんですけれども、補正で2人分ということなので1人3万3,000円ですよ。そうすると、一般的に幼児の補聴器って何ぼくらいするものなんですか。ちょっと、平均的なものをお知らせいただきたいと思うんですけども。補聴器って、高いのから安い物までいっぱいあるんですけども、大人のやつでも。本当にちゃんとした物を作ろうと思うと100万円くらいかかるんですね、その人によって周波数とかきっちり検査して作るっていうオーダーメイドになるので。その辺はどのくらいなんだろうかと、ちょっと、知っている場合でいいです。

○議長（吉岡伸二郎君） 福祉班長。

○保健福祉課福祉班長（小畑香代君） お答えいたします。

補聴器ですが、議員御指摘のとおりお値段につきましては様々なものとなっておりますが、こちらのほうの補聴器の基準となっておりますのが障害者の手帳を持っている方の補聴器の国の基準で金額が決まっております、1個の補聴器の値段につきましては4万6,534円となっております。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第32号令和2年度利府町一般会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第10、議案第33号令和2年度利府町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第33号令和2年度利府町介護保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第34号 工事請負変更契約の締結について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第11、議案第34号工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。13番 及川智善君。

○13番（及川智善君） 工事請負の契約変更なんですけど、これ今回、前回3月の議会でも第1回目の変更ということで出ています。このときは、工期の変更だけで中身の変更については何も審議というか提示はされなかったということなんですけど、お伺いしたいのはまず一つは、業者は工程表を出してきていると思うんですけども、その工程表、いろいろな変更理由に当初から比較して云々かんぬんっていうの4項目書いています。コロナ以外は、当初からの話でこうだあだとあります。工程表に基づいて乙甲が協議して、工事の概要を決めていくのがまず一つの筋なんですけども、この中で3か月、3か月変更している。前は期間だけということだったんですけども、なぜこれを、工程表どおりに確認しないで当初から5か月以上たった

5月20日に中身を当初から比較したということが、まず大きい流れの中で不思議に思うというか、中身の精査がなされていなかったんじゃないかなと思います。それで、詳しくいきますと、1番目の理由で、施工ヤードを区切って日中施行等していたと。理由として、一般車の乗り入れが多く、バスの運行に支障を来したことから夜間作業に変更するとなっています。そういう記述ありましたがけれども、この交通量とか通行量についてはこの前というか2年前に駐車料金値上げのときに、あそこの交通量は細部に渡って緻密にどれくらいあったかというのは、駅前のロータリーの部分について30分の無料料金をやる時統計取っているはずなんですよ。だから、今に限って、5月になって、一般車の乗り入れが多く公共交通バスの運行に支障を来していることから夜間作業へ変更するっていうのは、これは理由として私は成り立たないんじゃないかと思うんです。だって、それは第1回目の原契約のときに、12月に、これはもうその資料に基づいてきちっと精査してやるべきであって、これを5月になってから支障を来したから夜間作業に変更するというのはちょっと解せないところがある。結局、それによって昼間から夜間に工法を変えることによって、当然その労務単価が1.25倍なり1.5倍くらいに増えるわけですよ。当然ながらね。だから、それだけ調達経費がかかるということがまず税金の無駄遣いということと言わざるを得ない感じになってきます。

それから、夜間の労務単価は今言ったように件数的に増えてくるということなんですけれども、どの程度の、今言った私が承知している割合でいいのかどうか、切削工とオーバーレイと打換え工っていうんですか、打ち返す、打換え工の人たちの割増しのポイントというんですか、1.25なのか1.5なのか、その辺についてもお聞きします。

それから、3番目にモニュメントの撤去の話なんですけれども、これ写真も提示してありますけれども、これについても割ってみなきゃ分からなかったというのは、これは想像はできるんですが、仮設工を新たに計上するという事なんです。仮設工については、労務単価の、ここいっぱい出ていますけれども、新たに仮設工という項目は出ていないんですけれども、仮設工についてはどこに赤く、要するに変更になった部分が仮設工のこの部分が労務単価に反映していると、その部分がどこに、この説明書の中に書いてあるのか、計上してあるのか教えてください。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市整備班長。

○都市整備課都市整備班長（戸枝潤也君） お答えいたします。

まず1点目、工期延期の理由ということでございまして、こちらにつきましてはバスシェルター設置に伴いまして、ミヤコーバスについては道路運送業法上の4条の許可を経ておるんですが、町民バスについては運送業法の79条の登録を行って運行してございまして、それに伴うバスシェルターについて建築審査会というのが必要になってきたと、許可を得なければならないと。それが、2か月に1遍ということがございまして、当初5月の建築審査会ということで予定していたのですが、関係機関等の打合せ等々ができなくて7月の審査会にかけたいということで、そこから審査会の許可を得て建築確認を得て工事施工ということになりますので、工期を延期したいということでございます。

あと、夜間に直した理由ということですが、こちらの工事につきまして町の広報紙への掲載、あとは構内へのチラシ掲示、あと隣接道路への看板等設置を行いまして周知徹底したつもりだったんですが、やはり駅のロータリーの中に一般車が乗り入れまして、なかなか思うように工事を進めることができなかつた。バスの運転手からは、運行に支障がありますということでお話を受けましたことから、夜間作業に変更するというものでございます。

あと、日中と夜間の割増し何ぼくらいなんですかということにつきましては、労務費が1.5倍という形になります。

あと、モニュメントの撤去の中で仮設工というのはどこに含まれているのかということについてでございます。申し訳ございません、構造物撤去工一式という中に含まれて、すみません、ここ黄色にしなきゃなかつたんですがなっておりませんでした。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） もちろん、全てが一発でというか、こういう大がかりな工事ですから完璧にうまくいくとは私も思っていないけれども、ただ、最近顕著に変更契約が多いと。どちらかというと、定例会のたびに12月に契約したものだよ、3月に契約したものだけでも3か月ごとにどうも変更契約が出ている。いろいろな理由をおっしゃいましたけれども、建築審査会にしろ、いろいろな町民のとか車の流れにしろ、いろいろあると思われまじけれども、あまりにも変更契約が多過ぎます。だから、問題は私毎回言っているんですけども、変更契約が多くなるということは税金が多くなるってということなんです。そこなんです、問題は。だから、精査できる調整事項についてはあらかじめ精査する。それから中間地点で、この工事に関して言えば前回の3月に工期だけ変更契約しているんですよ。そのときにもっと業者と詰め

るべき話であったと思うんですね。今、もうぎりぎりに、工期が5月に終わる時期まで来ていて6月の議会で上げれば次の3か月延ばせると、そういうふうになんとか取られるところもあるんですね。ちょっと厳しい言い方をするとですね。だから、その辺をきちっと、大変なことは承知していますけれども、あくまでも、何回も申し上げますけれども税金を使って工事を遂行していると。町民のためにやって、町民の税金で執行しているわけですよ。そこをやっぱり考えていただいて、業者との調整をしっかりとやっていただきたいと思います。その件に対して、どなたに聞けばいいかな。財務課長かな。

○議長（吉岡伸二郎君） 財務課長。

○財務課長（後藤 仁君） お答えします。

議員おっしゃるとおり、今までもそういった調査はしてきたところではございますが、今後にもさらに一層事前の調査をした上で設計に入りまして、施工後も業者と十分な打合せをするということを今後は財務課として指導していきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） さっき、班長から説明あった最後の仮設工の部分を計上していなかったということだったんですが、それによって計上が漏れていたということであれば金額的に変わるってということはないですか。これは、ちょっと、もう一回簡単に説明を、漏れていたんだけど仮設工についてはここ変わる分とか、何かのところに入っているので増額にはなりませんという、説明もう一度お願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市整備班長。

○都市整備課都市整備班長（戸枝潤也君） お答えいたします。

先ほど、構造物撤去工の中に含まれておりますということで、着色がされてございませんでしたということで御説明させていただきました。今回の変更内容につきまして、その仮設工も含みで変更内容をやっておりますので、増額ということはありません。

以上になります。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかにありませんか。15番 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） この工事はかなりかかっておりまして、町民からも目立つ場所ですので、いつまでやっている工事なのという声も聞こえてきております。前回、3月議会でこれが3か月、6月まで延びるといった話のときは、JR、タクシーあるいはバスの業界との話合いが延び

たためという理由があったと思います。今回もバスシェルターに関しても関係機関との協議が時間を要しているというようなことがございました。これに関しても関係機関のそういった協議が遅れているという3月議会に提出されました理由等、含まれるのではないかと思いますけれども、今回はまた違う、先ほどちょっと許可が必要という話が出ましたけれども、関係機関との協議というものが遅れて6月になりますということでしたけれども、そこら辺でシェルターも含めての協議が行われなかったのかどうか。まず、1点お願いいたします。

それから、夜間作業に変えるということでしたけれども、公共交通のバスの乗り入れは仕方ないと思いますけれども、一般車両はここが出来上がったときには町の町営駐車場に送迎の車両は入っていただくということになっておりましたので、この工事に関しては一般車両をもう入らないようにするのも一つの手ではなかったのかなと思いましたが、そういった考えはお持ちにならなかったのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市整備班長。

○都市整備課都市整備班長（戸枝潤也君） お答えいたします。

バスシェルターを含めて協議がされていなかったのかということでございます。こちらについては、3月当初発注したときについては、タクシー、バスというような交通機関と協議を行っておりまして、シェルターについては建築確認申請すればいいということで考えておりましたので、ちょっと建築審査会までということでは考えていなかったものですから、それがちょっと2か月に1遍ということになったことから期間が延びるというようなこととなります。

あと、今回の工事で一般車を入れないという手法を取れなかったのかなったのかというお話かと思います。当初、こちらにつきまして、一般車を入れないで工事をしようかとも考えましたが、もともとの駅前広場に一般車の一時駐車場ということがあって、かなり車が乗り入れているという状況がございました。そのようなことから、やはり駅前の中に車が入ってくるだろうということもちょっと考えまして、極力入らないように皆さんにお願いしながら工事をするという手法を取らせていただきました。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 大きな工事に入る前は、関係機関と十分に協議をしてから入っていただきたいと思います。

一般車のことですが、あの広場がきれいに出来上がって「はい皆さん、送迎用の車は

入ってはいけません」というよりも、工事の前から新しくこういう駅前広場ができます、その場合に送迎の車は町営の駐車場を使っただけですというようなことをもっとアピールするためにも、もう工事に支障の出る一般車の出入りは禁止してしまったほうが私はよかったですのではないかと思います。改めて出来上がって入れませんよりもそのほうが皆様の御理解も得られるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市整備課長。

○都市整備課長（鈴木喜宏君） 遠藤議員の再質問にお答えいたします。

一般車の入場ということでございますけれども、まず工事をするときに、前に全員協議会で御説明申し上げておりました。そのときには、当然一般車両を入れながらというか、できるだけ時間を遅くしていただくとか、あとは公共交通機関をできるだけ利用していただきたいというようなことで進めさせていただくということで御説明をした経過がありますけれども、町も極力工事に入る前から広報紙だとか、それからホームページ、あとは実際に看板を現地に設置して皆さんに極力御協力を頂きたいということで周知をしたところですが、やはり利用者の方はその周知を見ているか見ていないかはまた別としまして、見ている方でもやっぱりなかなか徹底されないというところもあったのかもしれませんが、これは、やはり、課題が残るなというところではございます。ただ、今回、駅前整備のほう若干工期は遅れるというようなことで今回延期ということもございまして、この新型コロナウイルスの感染症がなければ順調に進んでいたというような考え方でおります。今後も、極力皆様に協力は仰ぐものの、なかなかやはり一般車両が入ってくるというのは、なかなか食い止められないというところがありまして、一部夜間というような状況にもなっております。ですから、やはり駅前整備、皆さんに御協力を頂きながら、何とか完成まで持っていきたいということで現在考えておりますので御理解いただきたいというところで考えております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第34号工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第35号 利府町農業委員会委員に占める認定農業者等の割合を4分の1以上とすることについて

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第12、議案第35号利府町農業委員会委員に占める認定農業者等の割合を4分の1以上とすることについてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第35号利府町農業委員会委員に占める認定農業者等の割合を4分の1以上とすることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第36号 利府町農業委員会委員の任命について

日程第14 議案第37号 利府町農業委員会委員の任命について

日程第15 議案第38号 利府町農業委員会委員の任命について

- 日程第16 議案第39号 利府町農業委員会委員の任命について
- 日程第17 議案第40号 利府町農業委員会委員の任命について
- 日程第18 議案第41号 利府町農業委員会委員の任命について
- 日程第19 議案第42号 利府町農業委員会委員の任命について
- 日程第20 議案第43号 利府町農業委員会委員の任命について
- 日程第21 議案第44号 利府町農業委員会委員の任命について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第13、議案第36号利府町農業委員会委員の任命についてから、日程第21、議案第44号利府町農業委員会委員の任命についてまでは、議事の関係上、一括議題といたします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

先例により、討論を省略します。

これより議案第36号から議案第44号までは1件ずつ採決します。

この採決は、会議規則第81条及び先例集114の1の規定により、簡易表決により行います。

日程第13、**議案第36号利府町農業委員会委員の任命について**、渡邊 賢さんを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第14、**議案第37号利府町農業委員会委員の任命について**、鈴木幸雄さんを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第15、**議案第38号利府町農業委員会委員の任命について**、阿部富雄さんを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第16、議案第39号利府町農業委員会委員の任命について、小林寅雄さんを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第17、議案第40号利府町農業委員会委員の任命について、太田 浩さんを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第18、議案第41号利府町農業委員会委員の任命について、鈴木孝男さんを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第19、議案第42号利府町農業委員会委員の任命について、伊藤英樹さんを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第20、議案第43号利府町農業委員会委員の任命について、小幡康子さんを採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第21、議案第44号利府町農業委員会委員の任命について、郷家百合子さんを採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第22 請願第1号 政府及び国会に対し「ライドシェア」に関する意見書の提出を求める請願書

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第22、請願第1号政府及び国会に対し「ライドシェア」に関する意見書の提出を求める請願書を議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。総務財務常任委員長 伊勢英昭委員長。

○総務財務常任委員長（伊勢英昭君） お手用の用紙、読み上げますのでよろしくお願いします。

令和2年6月12日

利府町議会議長 吉岡伸二郎 殿

総務財務常任委員長 伊勢英昭

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について、審査の結果を次のとおり決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

受理番号、付託年月日、件名、審査の結果の順に読み上げます。

請願第1号、令和2年3月11日、政府及び国会に対し「ライドシェア」に関する意見書の提出を求める請願書、採択すべきもの。

委員会の意見概要です。

賛成意見

1、シェアリングエコノミーのもとで検討される可能性があるライドシェアと称する白タク行為は、安心・安全の確保及び利用者保護の観点等に問題を有することから、導入は行わないこと。

2、地域において大きな役割を担っているタクシーはもとより、バスや鉄道を含めた地域公共交通の維持・発展に向けた総合的な諸施策を講じること。

3、道路運送法の特例として限定的に実施されている自家用有償旅客運送については、過疎地域等の住民や交通弱者などの交通手段の確保という趣旨に鑑み、その取扱いを堅持すること。

上記事項について適切な措置を講じられるよう、請願採択に賛成する。

結論

採決の結果、全会一致で委員会の審査結果は採択となりました。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

委員長、席に戻ってください。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、請願第1号政府及び国会に対し「ライドシェア」に関する意見書の提出を求める請願書の請願要請を採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採決すべきものです。

請願第1号政府及び国会に対し「ライドシェア」に関する意見書の提出を求める請願書の件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡伸二郎君） 起立多数です。したがって、請願第1号政府及び国会に対し「ライドシェア」に関する意見書の提出を求める請願書の件は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は15時10分とします。

午後3時02分 休 憩

午後3時05分 再 開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1 追加日程第1 発委第1号 「ライドシェア」と称する白タク行為
に反対し地域交通の充実を求める意見書（案）

○議長（吉岡伸二郎君） 追加日程第1、発委第1号「ライドシェア」と称する白タク行為に反対し地域交通の充実を求める意見書（案）を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。総務財務常任委員長。

○総務財務常任委員長（伊勢英昭君） 発委第1号。

令和2年6月12日

利府町議会議長 吉 岡 伸二郎 殿

提出者 利府町議会総務財務常任委員長 伊 勢 英 昭

「ライドシェア」と称する白タク行為に反対し地域交通の充実を求める意見書（案）

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第190条第6項及び利府町議会会議規則第13条第3項の規定により提出します。

提出の理由

自家用車配車アプリを利用して自家用車による有償運送を行う「ライドシェア」が諸外国で拡大しており、わが国でも民間団体がライドシェア導入に向けた法整備提案の動きがある。

「ライドシェア」は、その事業主体が運行管理や車両整備等について責任を負わず、自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態を前提としており、安全の確保や利用者の保護等の観点からも大きな問題があると指摘されている。また、さまざまな法令の課題が多く、海外においても禁止や規制の流れとなっている。

国民生活を支える公共交通においては、法令順守はいうまでもなく、輸送サービスの確保や質の向上が図られる必要がある。

こうした状況を踏まえ「ライドシェア」と称する白タク行為に反対し地域交通の充実を求め

る意見書を提出するもの。

1、シェアリングエコノミーのもとで検討される可能性があるライドシェアと称する白タク行為は、安心・安全の確保及び利用者保護の観点等に問題を有することから、導入は行わないこと。

2、地域において大きな役割を担っているタクシーはもとより、バスや鉄道を含めた地域公共交通の維持・発展に向けた総合的な諸施策を講じること。

3、道路運送法の特例として限定的に実施されている自家用有償旅客運送については、過疎地域等の住民や交通弱者などの交通手段の確保という趣旨に鑑み、その取扱いを堅持すること。

以下、御一読願います。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

委員長は席にお戻りください。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより発委第1号「ライドシェア」と称する白タク行為に反対し地域交通の充実を求める意見書（案）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡伸二郎君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

本案意見書は、議長において関係各大臣に送付いたします。

日程第23 議員の派遣について

○議長（吉岡伸二郎君） **日程第23、議員の派遣について**を議題とします。

会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

日程第24 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（吉岡伸二郎君） **日程第24、委員会の閉会中の継続調査の件**を議題とします。

総務財務常任委員長、産業建設常任委員長、教育民生常任委員長、議会運営委員長及び議会広報常任委員長から、目下調査中の事件について会議規則第70条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年6月利府町議会定例会を閉会します。

どうも御苦労さまでした。

午後3時15分 閉 会

上記会議の経過は、事務局長庄司英夫が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和2年6月12日

議 長

署名議員

署名議員